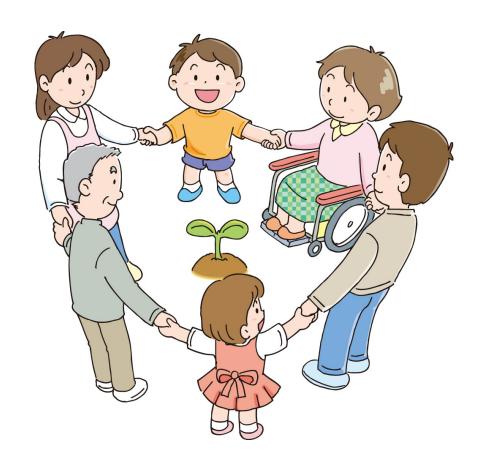
# 第3期岩出市障害者計画



令和3年3月

岩出市



# はじめに

本市では、平成29年3月に「第2期岩出市障害者計画」 を策定し、市の障害者施策における基本的方針のもと、障 害のある人の地域での自立生活と共生社会の実現に向け、 障害者福祉を推進してまいりました。

この間、障害福祉に関する法整備が進み、国においては、 平成30年4月に「障害者の日常生活および社会生活を総 合的に支援するための法律」と「児童福祉法」の一部改正



が施行されました。これらの障害者施策は、障害のある方がライフステージごとに支援を 受けながら、自らの意思決定により地域生活を営むことができる共生社会の実現を理念と して進められています。

本市では、第3次岩出市長期総合計画において基本目標「元気で健康なまちづくり」の中で、「障害者福祉の充実」を基本施策の一つと位置づけ、誰もが尊重し合える共生社会の実現を目指しております。

今後も、「第3期岩出市障害者計画」に盛り込まれた施策の実現に向け取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。

結びに、計画の策定に当たり、熱心にご審議いただきました岩出市障害者計画等策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査等に際して貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

岩出市長 中芝 正幸



\*印がついた用語は、用語解説で意味を説明しています。 (用語解説は101~110頁をご覧ください)

本計画の各ページにある四角い網目模様は「音声コード (Uni-Voice (ユニボイス))」といいます。音声コードに 対応したアプリケーションソフトをインストールしたスマートフォン等を使うことで、掲載内容を音声で聞くことができます。音声コードの使い方については、「特定非 営利活動法人日本視覚障がい情報普及支援協会」のホームページをご確認ください。



岩出市イメージキャラクター そうへいちゃん



# 目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画の期間	5
4. 計画の策定体制	6
第2章 本市の現状	8
1. 既存・統計データから見る現状	8
2. 障害のある人の生活状況(アンケート結果)	14
3. 障害者施策の課題	51
第3章 計画の基本理念等	55
1. 基本理念	55
2. 基本目標	56
3. 計画の体系	57
第4章 施策の方向	58
1. 啓発・広報、理解	58
2. 自立した生活の支援	65
3. 保健・医療	72
4. 教育・療育、生涯学習	76
5. 雇用・就労	83
6. 安心・安全	87
第5章 計画の推進	95
1. 関係機関・団体との連携	95
2. 計画の進行管理、点検・評価	95



資料	96
1. 岩出市障害者計画等策定委員会条例	96
2. 岩出市障害者計画等策定委員会委員名簿	98
3. 計画策定の経過	99
4. 用語解説	101
5. 障害福祉サービスの体系	111



# 第1章 計画策定にあたって

# 1. 計画策定の背景・趣旨

#### 【国の動向】

我が国では、「障害者基本法」(平成5年)において、障害のある人の自立、社会経済活動への参加を促進すること、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会を保障することを明記しています。また、平成25年4月に「障害者総合支援法」が施行され、雇用・就労面では、「障害者優先調達推進法」(平成25年施行)、「障害者雇用促進法」(令和元年改正、段階的に施行)、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」(平成28年施行)、権利擁護面では「障害者虐待防止法」(平成24年施行)、「成年後見制度利用促進法」(平成28年施行)、文化・芸術面では「障害者文化芸術推進法」(平成30年施行)、「読書バリアフリー法」(令和元年施行)といった法制度の整備・改正が行われてきました。

障害者差別解消法の成立により国内法の整備がなされたことから、平成 26 年 1 月に我が国は「障害者権利条約<sup>(\*)</sup>」を批准しました。障害当事者の主体的な参画等を理念とする「障害者権利条約<sup>(\*)</sup>」の批准後、平成 30 年 3 月に、国における障害者施策の基本的なあり方を示す「障害者基本計画(第 4 次)」が示されました。「共生社会<sup>(\*)</sup>の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援する」ことを基本理念として掲げ、社会のあらゆる場面で、アクセシビリティ<sup>(\*)</sup>向上の視点を取り入れていくことや本人の決定を尊重する意思決定支援の実施などが盛り込まれました。

# ■ 障害のある人に関連する国の主な動き(「障害者自立支援法」施行以降)

年	主な動き
平成 18 年	「障害者自立支援法」施行
平成 19 年	「障害者権利条約(障害者の権利に関する条約)」署名
平成 21 年	改正「障害者雇用促進法(障害者の雇用の促進等に関する法律)」施行
	(※一部除く)
平成 23 年	改正「障害者基本法」施行
平成 24 年	「障害者虐待防止法 (障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援
	等に関する法律)」施行



年	主な動き
平成 25 年	「障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援
	するための法律)」一部施行
	「障害者優先調達推進法(国等による障害者就労施設等からの物品等
	の調達の推進等に関する法律)」施行
平成 26 年	「障害者権利条約」批准
	改正「障害者総合支援法」施行
平成 28 年	「障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法
	律)」施行
	改正「障害者雇用促進法」施行(※一部除く)
	「成年後見制度利用促進法(成年後見制度の利用の促進に関する法
	律)」施行
平成 30 年	「障害者基本計画(第4次)」閣議決定
	「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正」施行(※一部除く)
	「障害者文化芸術推進法(障害者による文化芸術活動の推進に関する
	法律)」施行
	「ギャンブル等依存症対策基本法」施行
	「ユニバーサル社会実現推進法(ユニバーサル社会の実現に向けた諸
	施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律)」施行
令和元年	改正「障害者雇用促進法」段階的に施行
	「読書バリアフリー法(視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関す
	る法律)」施行

#### 【和歌山県の動向】

和歌山県は、平成 26 年度から 4 年間を計画期間とする「紀の国障害者プラン 2014」を策定し、障害のある人もない人も社会の一員として互いに人格と個性を尊重し支え合う「共生社会(\*)」を実現するため、総合的に障害者施策を進めてきました。

策定後、「障害者差別解消法」が施行されるとともに、「障害者総合支援法」が改正され、地域生活における自立や就労定着を支援するための新しいサービスが始まるなど、障害のある人を取り巻く環境が変化してきました。平成29年度をもって「紀の国障害者プラン2014」の計画期間が満了することから、このような新たな社会情勢に対応するため、平成30年度を始期とする「紀の国障害者プラン2018」が策定されました。



#### 【本市の動向、策定の趣旨】

本市では、平成29年3月に令和2年度までを計画期間とした「第2期岩出市障害者計画」を策定し、「~ふれあいのまち やさしいまち いわで~」を基本理念に、共生社会 (\*)の実現により、誰もが笑顔で、個性と能力を最大限発揮しながら自己実現がかなえられるまちを目指し、障害者施策を推進してきました。

策定後、国の障害者基本計画(第4次)が示され、障害者差別の解消に向けた取組や 共生社会<sup>(\*)</sup>の実現に向けた取組をより推進していくことが求められています。

「第3期岩出市障害者計画及び第6期岩出市障害福祉計画・第2期岩出市障害児福祉計画(以下、「本計画」という。)」はこれまでの成果を引き継ぎつつ、障害のある人を取り巻く社会経済環境の変化に的確に対応し、障害者施策を総合的に推進するため、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画を一体的に策定するものです。



# 2. 計画の位置づけ

#### 1)根拠法令

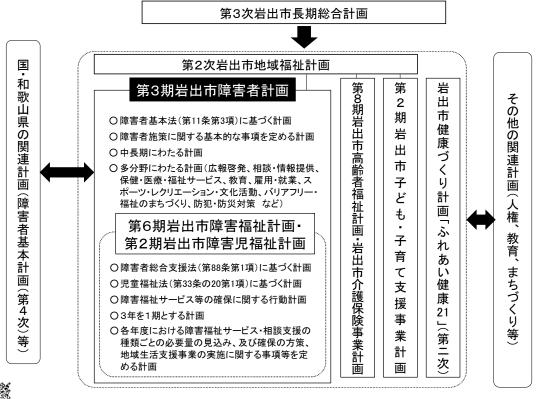
「第3期岩出市障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、本市が今後進めていく障害者施策の基本方向や目標を総合的に定める計画です。

「第6期岩出市障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として、本市における障害福祉サービスの実施内容とその事業量及び目標数値を明らかにする実施計画です。

「第2期岩出市障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害のある児童を対象とする各種支援事業に関する具体的な実施内容や見込量等を定めるものです。

#### 2) 関連計画との関係

本計画は、本市のまちづくりの基本計画である「第3次岩出市長期総合計画」と地域福祉を進めるための基本計画である「第2次岩出市地域福祉計画」を上位計画とし、「第2期岩出市子ども・子育て支援事業計画」などの関連計画や国の「障害者基本計画(第4次)」、和歌山県の「紀の国障害者プラン2018」とも整合を図ります。





# 3. 計画の期間

「第3期岩出市障害者計画」は、令和3年度から令和8年度までの6年計画とします。 しかし、法制度や社会情勢が大きく変化した場合は必要に応じて計画を見直すものとします。「岩出市障害福祉計画」は、障害者総合支援法に基づき、3年に一度見直しを行うもので、「第6期岩出市障害福祉計画」「第2期岩出市障害児福祉計画」は、令和3年度から令和5年度を計画期間とします。

令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度						
第3期岩出市障害者計画											
		_									
第6期岩	出市障害福祉	L計画	第7期岩出市障害福祉計画								
第2期岩	出市障害児福	祉計画	第3期岩出市障害児福祉計画								
					*						



# 4. 計画の策定体制

# 1) 障害のある人等からの意見の集約

#### (1) 当事者アンケートの実施

身体障害者手帳<sup>(\*)</sup>、療育手帳<sup>(\*)</sup>、精神障害者保健福祉手帳<sup>(\*)</sup>を所持している人及び障害福祉サービス等の利用者を対象に、日常生活を送る上で困っていることや問題・課題、ニーズ等を把握するため、アンケート調査を実施しました。

#### 【アンケート調査の実施方法】

項目	内容
調査の目的	本市に住む障害のある人が抱える問題や課題、ニーズ等を把握し、本計画 策定の基礎資料とするもの
調査対象者	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所 持者、障害福祉サービス等の利用者など
調査期間	令和2年7月20日から令和2年8月17日に実施
調査方法	郵送による配布・回収
配布数	2,000 件
調査の種類	①18 歳以上アンケート ②18 歳未満アンケート

#### (2) 事業所アンケートの実施

障害福祉サービス事業所に対して、障害福祉サービスの今後の供給量や、福祉人材の 確保について把握するため、アンケート調査を実施しました。

#### 【アンケート調査の実施方法】

項目	内容
調査の目的	障害福祉サービスの今後の供給量や、福祉人材の確保について実態を把握
	し、本計画策定の基礎資料とするもの
調査対象者	那賀圏域の障害福祉サービス事業所
調査期間	令和2年7月20日から令和2年8月24日に実施
調査方法	郵送による配布・回収
配布数	82 件



# 2)障害者計画等策定委員会による協議

本計画の策定にあたっては、障害者団体や福祉関係者、学識経験者等で構成する「岩 出市障害者計画等策定委員会」において、現状や課題、今後の方向等について、議論・ 検討を行い、それらを踏まえて計画を策定しました。

#### 3)計画の評価・検証

「第2期岩出市障害者計画」の各施策・事業等の評価について、庁内の担当課と連携 し、施策・事業の確認、評価、取りまとめを行い、本計画に反映しています。

# 4) パブリックコメント(\*)の実施

アンケートやヒアリング等の結果、また策定委員会による議論・検討により策定した 計画案について、広く市民の意見を反映するため、パブリックコメント(\*)を実施しました。



# 第2章 本市の現状

# 1. 既存・統計データから見る現状

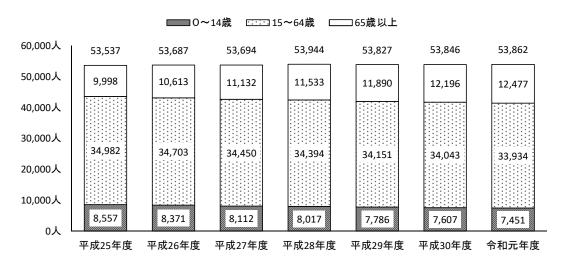
# 1) 人口の推移

本市の総人口は平成28年度まで年々増加しており、その後横ばいとなり令和元年度で53,862人となっています。

年齢3区分別に見ると、0~14歳(年少人口)と15~64歳(生産年齢人口)は年々減少、65歳以上は年々増加と、少子高齢化が進んでいる状況にあります。

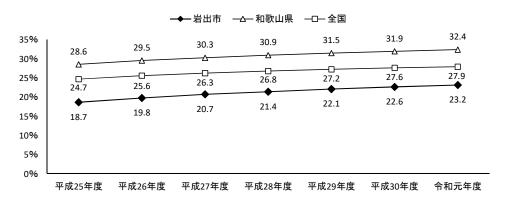
高齢化率は、全国・和歌山県に比べて低い状況です。

#### 【年齢3区分別人口の推移推移】



資料:住民基本台帳(各年度3月末現在)

#### 【高齢化率の推移(全国・和歌山県との比較)】



資料:住民基本台帳(各年度3月末現在)

全国・和歌山県は総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」(各年度1月1日現 第4)

#### 2) 障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者数の推移を見ると、各手帳ともに所持者が増えている状況にあり、 令和元年度で身体障害者手帳<sup>(\*)</sup>所持者が 1,893 人、療育手帳<sup>(\*)</sup>所持者が 520 人、精神障 害者保健福祉手帳<sup>(\*)</sup>所持者が 424 人となっています。

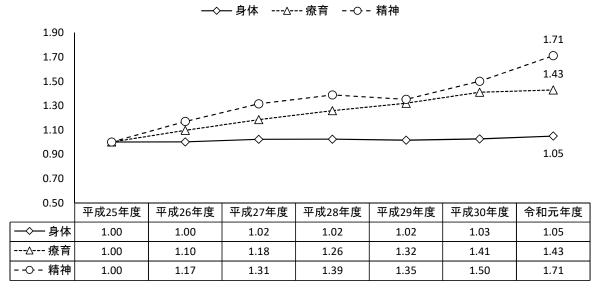
平成 25 年度を基準とした増加率を見ると、精神障害者保健福祉手帳<sup>(\*)</sup>所持者が最も 多く増えており、平成 25 年度から令和元年度にかけて 1.71 倍増加しています。

■身体障害者手帳 □療育手帳 口精神障害者保健福祉手帳 1.893 2,000人 1,844 1,847 1,832 1,850 1,804 1,806 1,800人 1,600人 1,400人 1,200人 1.000人 800人 520 \_424 513 600人 480 458 431 364 344 326 335 290 400人 248 200人 0人 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 令和元年度

【障害者手帳所持者の推移】

資料:地域福祉課調べ(各年度3月末現在)

【平成25年度を基準(1.00)とした障害者手帳所持者の増加率】



資料:地域福祉課調べ(各年度3月末現在)



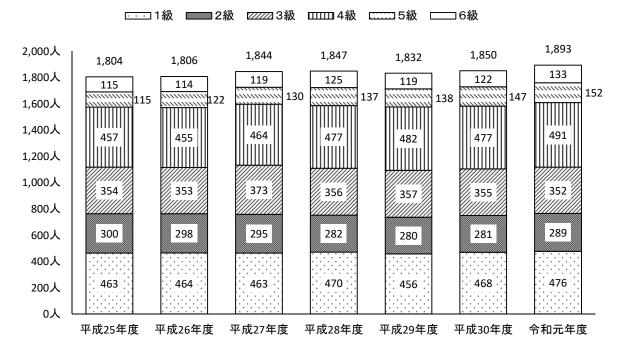
#### (1) 身体障害者手帳(\*)所持者

身体障害者手帳<sup>(\*)</sup>所持者を等級別に見ると、令和元年度で「4級」が491人(構成比25.9%)、で最も多く、次いで「1級」が476人(構成比25.1%)、「3級」が352人(構成比18.6%)となっており、各年度ともに「1級」と「4級」の人が多くなっています。

部位別に見ると、令和元年度で「肢体不自由」が 1,065 人 (構成比 56.3%) で最も多く、次いで「内部障害」が 540 人 (構成比 28.5%)、「聴覚障害」が 159 人 (構成比 8.4%) となっています。

令和元年度の身体障害者手帳<sup>(\*)</sup>所持者を年齢別に見ると、「65歳以上」が 1,294人(構成比 68.4%)、「18~64歳」が 559人(構成比 29.5%)、0~17歳が 40人(構成比 2.1%)となっており、全体の半数以上が 65歳以上の高齢者となっています。

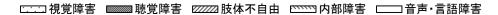
#### 【等級別身体障害者手帳所持者の推移】

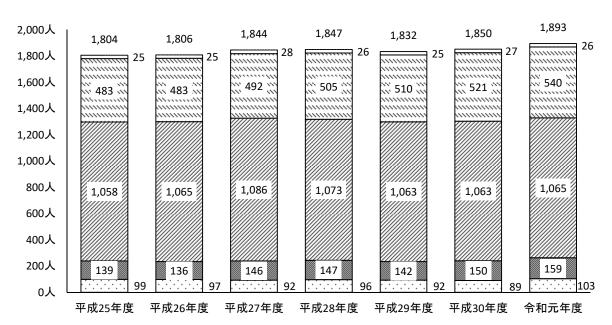


資料:地域福祉課調べ(各年度3月末現在)



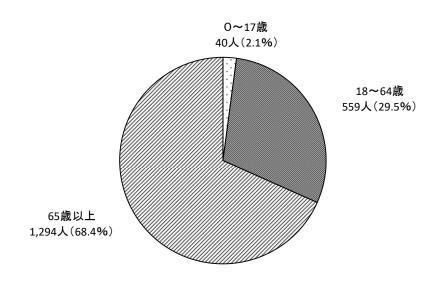
#### 【部位別身体障害者手帳所持者の推移】





資料:地域福祉課調べ(各年度3月末現在)

#### 【年齡別身体障害者手帳所持者(令和元年度)】



資料:地域福祉課調べ(令和元年度3月末現在)

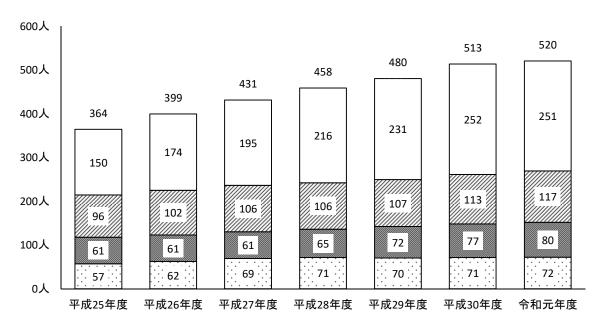


#### (2)療育手帳(\*)所持者

療育手帳<sup>(\*)</sup>所持者を判定別に見ると、各年度ともに「B2(軽度)」が最も多く、令和元年度で251人(構成比48.3%)となっています。次いで「B1(中度)」「A2(重度)」と続いています。

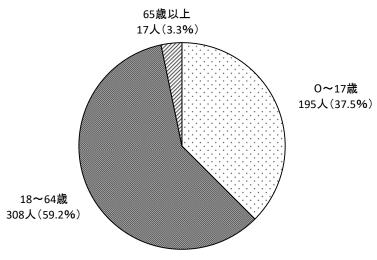
令和元年度の療育手帳<sup>(\*)</sup>所持者を年齢別に見ると、「18~64 歳」が 308 人(構成比 59.2%)で最も多く、次いで「0~17 歳」が 195 人(構成比 37.5%)、「65 歳以上」が 17 人(構成比 3.3%) となっています。

【判定別療育手帳所持者の推移】 □□□A1(最重度) ■■■A2(重度) □□□B2(軽度)



資料:地域福祉課調べ(各年度3月末現在)

#### 【年齡別療育手帳所持者(令和元年度)】



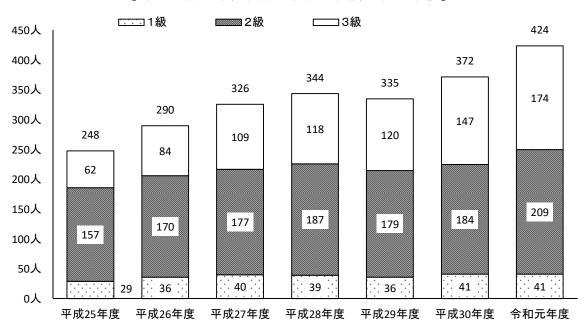


資料:地域福祉課調べ(令和元年度3月末現在)

# (3)精神障害者保健福祉手帳(\*)所持者

精神障害者保健福祉手帳<sup>(\*)</sup>所持者を等級別に見ると、各年度ともに「2級」が最も多く、令和元年度で209人(構成比49.3%)となっています。次いで「3級」「1級」と続いています。

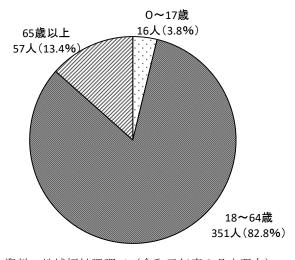
令和元年度の精神障害者保健福祉手帳<sup>(\*)</sup>所持者を年齢別に見ると、「18~64 歳」が 351 人 (構成比 82.8%) で最も多く、次いで「65 歳以上」が 57 人 (構成比 13.4%)、「0~ 17 歳」が 16 人 (構成比 3.8%) となっています。



【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移】

資料:地域福祉課調べ(各年度3月末現在)

#### 【年齡別精神障害者保健福祉手帳所持者(令和元年度)】



資料:地域福祉課調べ(令和元年度3月末現在)



# 2. 障害のある人の生活状況(アンケート結果)

#### 1)調査実施にあたって

#### (1)調査目的

障害者計画等の見直しを行うにあたり、障害者手帳等を所持している人を対象に、日常生活の状況やニーズ等を把握するため、アンケート調査(当事者アンケート)を実施しました。

また、障害福祉サービスの今後の供給量や、福祉人材の確保について実態を把握し、 本計画策定の基礎資料とするため、那賀圏域の障害福祉サービス事業所を対象に、アンケート調査(事業所アンケート)を実施しました。

#### (2)調査対象者と調査の種類

当事者アンケートは、身体障害者手帳<sup>(\*)</sup>、療育手帳<sup>(\*)</sup>、精神障害者保健福祉手帳<sup>(\*)</sup>を 所持している人及び障害福祉サービス等の利用者 2,000 人を対象に行いました。なお、 調査は「18 歳以上調査 (無作為抽出による調査)」「18 歳未満調査 (全数調査)」の 2 種 類で実施しました。

事業所アンケートは、那賀圏域の障害福祉サービス事業所82事業所全数を対象に行いました。

#### (3)調査時期

当事者アンケート: 令和2年7月20日~8月17日 事業所アンケート: 令和2年7月20日~8月24日

#### (4)調査方法

郵送による配布・回収

#### 2)配布数と回収状況

調査名	配布数	回収数	回収率
18 歳以上調査 (18~64 歳)	1, 083 件	377 件	34.8%
18 歳以上調査 (65 歳以上)	598 件	279 件	46. 7%
18 歳未満調査	319 件	86 件	27.0%
事業所調査	82 件	48 件	58.5%



#### 【調査結果の見方】

- ○図表中の「n」とは、集計対象実数(あるいは該当対象者実数)を指しています。
- ○図表の数値(%)は、すべて小数点第2位を四捨五入して表示しています。そのため、 単数回答を求めた設問でも、比率の合計が100%にならない場合があります。
- ○複数回答を求めた設問では、比率の合計が100%を超えます。
- ○図表の数値(%)は、すべて小数点第2位を四捨五入して表示しています。そのため、 図表の各項目の数値を足したものと文章中の数値が一致しない場合があります。
- ○無記入、回答の読み取りが著しく困難な場合、1つまでの回答を求めている設問に対し 2つ以上回答していた場合は「不明・無回答」として処理しています。
- ○グラフ中の数字は、特に断り書きのないかぎりすべて構成比を意味し、単位は%です。
- ○前回調査とは、平成28年度に本市で実施したアンケート調査のことです。

# 3)調査結果概要

# (1) 当事者アンケート結果(18 歳未満・18 歳以上調査)

## ① 回答者の年代と障害の種類

■回答者の年代と障害の種類

(%)

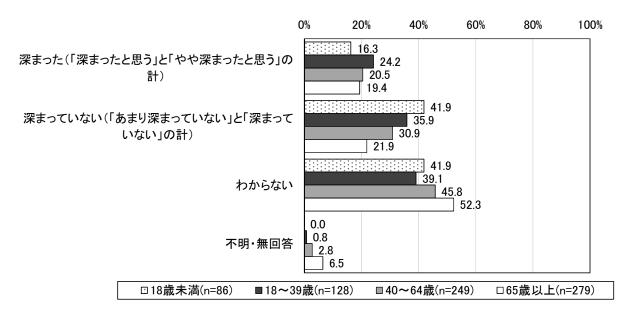
	視覚障害	聴覚障害	しゃく機能障害音 声・言 語・そ	肢体不自由	内部障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病	高次脳機能障害	その他	不明·無回答
18 歳未満(n=86)	3.5	1.2	9.3	5.8	1.2	51.2	8.1	74.4	2.3	3.5	7.0	2.3
18~39 歳(n=128)	3.9	2.3	4.7	14.1	5.5	50.8	24.2	26.6	5.5	0.8	2.3	3.9
40~64 歳(n=249)	5.6	4.0	6.4	36.5	13.7	10.0	29.3	2.8	6.8	6.0	2.4	4.0
65 歳以上(n=279)	4.3	7.5	5.0	55.2	19.7	1.1	8.6	0.4	7.2	2.9	4.3	7.9



# ② 障害のある人に対する理解

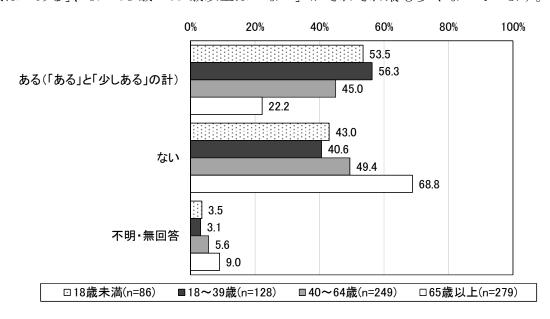
# ■障害や障害のある人に対する理解(単数回答)

「この 10 年間における障害や障害のある人に対する理解」を尋ねたところ、18 歳未満は「深まっていない」「わからない」が、18~39 歳・40~64 歳・65 歳以上は「わからない」がそれぞれ最も多くなっています。



# ■障害を理由とした差別や嫌な経験の有無(単数回答)

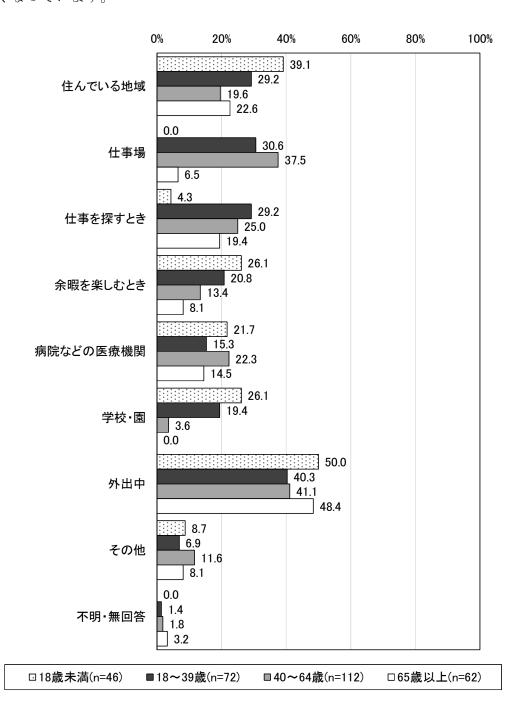
「過去 10 年間で障害を理由とした差別や嫌な経験」を尋ねたところ、18 歳未満・18 ~39 歳は「ある」、40~64 歳・65 歳以上は「ない」がそれぞれ最も多くなっています。





#### ■どのような場所で差別や嫌な思いをしたか(複数回答)

障害を理由とした差別や嫌な思いをしたことがあると答えた人に、「どのような場所で差別や嫌な思いをしたか」を尋ねたところ、どの年代でも「外出中」が最も多くなっています。また、40~64歳は「仕事場」、18歳未満・18~39歳は「学校・園」が他の年代と比べて多くなっています。





# ③ 情報の入手・相談先

#### ■情報の入手方法(複数回答)

「福祉サービスや制度などに関する情報を、どこから知ることが多いか」を尋ねたところ、18歳未満は「学校・園の先生」、18~39歳・40~64歳は「市役所の窓口」、65歳以上は「市広報紙」が最も多くなっています。また、18歳未満は「友人・知人」、18~39歳は「岩出障害児者相談・支援センター」「家族」、40~64歳は「医療機関(病院・診療所など)」、65歳以上は「新聞、雑誌、ラジオ、テレビ」が他の年代と比べて多くなっています。

前回と比べて、18~39 歳は「インターネット(市ウェブサイト以外)」(前回 6.3%から今回 14.8%)が増加し、「福祉施設・サービス提供事業者」(前回 23.2%から今回 12.5%)、「医療機関(病院・診療所など)」(前回 20.5%から今回 10.9%)が減少しています。40~64歳は「家族」(前回 6.8%から今回 15.7%)が増加しています。65歳以上は「市ウェブサイト」(前回 2.0%から今回 5.4%)、「インターネット(市ウェブサイト以外)」(前回 0.9%から今回 5.4%)、「特にない」(前回 11.4%から今回 19.4%)が増加しています。

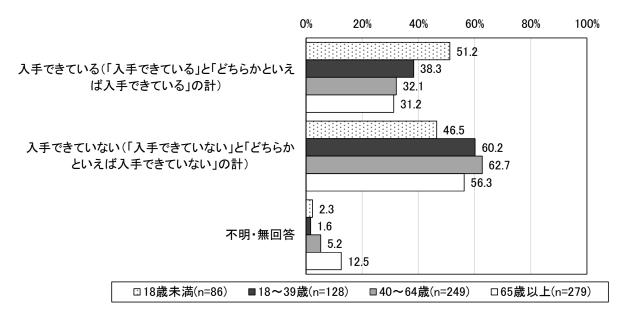
(%)

	市役所の窓口	健所(和歌山県)那賀振興局・岩出保	支援センター岩出障害児者相談・	児童相談所	福祉センター和歌山県精神保健	者支援センター和歌山県発達障害	ター 地域包括支援セン	ター 地域子育て支援セン	障害者相談員	保健師	市ウェブサイト	市広報紙	会にはいる。
18 歳未満(n=86)	25.6	4.7	14.0	0.0	2.3	4.7	1.2	12.8	1.2	24.4	5.8	15.1	1.2
18~39 歳(n=128)	30.5	5.5	25.8	0.0	0.0	3.9	1.6	1.6	7.0	0.8	4.7	16.4	6.3
40~64 歳(n=249)	29.3	3.2	11.6	0.4	2.4	0.8	2.8	0.8	2.4	1.2	10.0	26.5	3.2
65 歳以上(n=279)	23.3	5.0	3.9	0.0	0.4	0.0	6.8	0.0	1.8	0.4	5.4	36.9	1.1
	ウェブサイト以外) インター ネット (市	提供事業者福祉施設・サービス	どの民間の相談窓口相談支援事業所な	民生委員・児童委員	療所など) 医療機関(病院・診	家族	友人·知人	祉団体 ボランティア等の福	学校・園の先生	テレビ 新聞、雑誌、ラジオ、	その他	特にない	不明•無回答
18 歳未満(n=86)	8.1	12.8	3.5	0.0	18.6	16.3	27.9	0.0	36.0	5.8	2.3	3.5	3.5
18~39 歳(n=128)	14.8	12.5	3.9	0.0	10.9	25.8	11.7	0.0	4.7	7.0	1.6	14.1	0.0
40~64 歳(n=249)	12.9	6.8	2.0	0.8	20.1	15.7	8.8	0.8	0.4	15.7	2.4	18.1	4.0
65 歳以上(n=279)	5.4	4.7	0.4	1.1	12.2	10.4	11.1	2.2	0.0	22.9	3.2	19.4	10.4



# ■情報の入手状況(十分に得られているか)(単数回答)

「福祉に関する情報を十分に入手できているか」を尋ねたところ、18 歳未満は「入手できている」が 51.2% と半数を超えていますが、 $18\sim39$  歳・ $40\sim64$  歳・65 歳以上は「入手できていない」がそれぞれ 60.2%、62.7%、56.3% と 6 割程度となっています。





# ■何か困った時に相談する相手(複数回答)

「何か困った時に相談する相手」を尋ねたところ、18 歳未満は「学校・園の先生」、18 ~39 歳・40~64 歳・65 歳以上は「家族」が最も多くなっています。また、18~39 歳は 「岩出障害児者相談・支援センター」が他の年代と比べて多くなっています。

前回と比べて、 $40\sim64$  歳は「和歌山県精神保健福祉センター」(前回 0.4%から今回 2.8%)が増加しています。65 歳以上は「特にいない」(前回 8.6%から今回 15.8%)が増加しています。

(%)

	市役所の窓口	保健所(和歌山県)那賀振興局·岩出	談・支援センター岩出障害児者相	児童相談所	福祉センター和歌山県精神保健	者支援センター和歌山県発達障害	ター 地域包括支援セン	ンター 地域子育て支援セ	障害者相談員	保健師	会にはいる。	民生委員・児童委
18 歳未満(n=86)	11.6	0.0	9.3	0.0	1.2	2.3	1.2	10.5	2.3	19.8	1.2	0.0
18~39 歳(n=128)	28.1	4.7	29.7	0.0	0.8	3.1	1.6	1.6	8.6	1.6	2.3	0.0
40~64 歳(n=249)	34.9	2.4	10.0	0.4	2.8	0.4	2.8	0.4	2.0	0.8	2.4	0.8
65 歳以上(n=279)	33.3	2.9	3.9	0.0	0.4	0.0	7.9	0.0	2.2	0.4	1.1	1.4
	提供事業者福祉施設・サービス	どの民間の相談窓口相談支援事業所な	療所・薬局など)医療機関(病院・診	家族	友人·知人	近所の人	職場の上司や同僚	祉団体 ボランティア等の福	学校・園の先生	その他	特にいない	不明·無回答
18 歳未満(n=86)	16.3	2.3	18.6	58.1	29.1	1.2	2.3	0.0	60.5	2.3	5.8	3.5
18~39 歳(n=128)	13.3	4.7	23.4	57.8	19.5	0.8	7.8	1.6	3.1	6.3	8.6	0.8
40~64 歳(n=249)	8.0	3.2	27.3	53.0	19.3	4.4	8.4	1.6	0.4	1.6	11.2	3.2
65 歳以上(n=279)	6.8	0.7	18.3	51.6	17.9	7.5	0.4	2.2	0.0	5.0	15.8	5.4

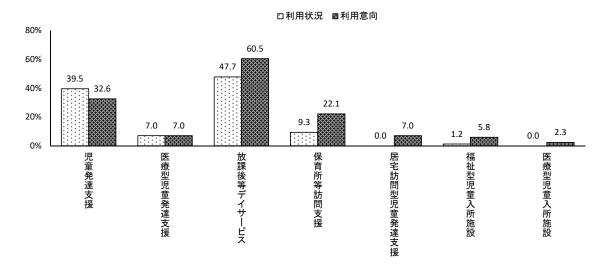


# ④ 障害福祉サービス等の利用状況と利用意向

#### ■児童系サービスの利用状況と利用意向(18歳未満)(複数回答)

児童系サービスの利用状況で「利用している」は、「放課後等デイサービス $^{(*)}$ 」が 47.7% で最も多く、次いで「児童発達支援 $^{(*)}$ 」が 39.5%、「保育所等訪問支援 $^{(*)}$ 」が 9.3%となっています。

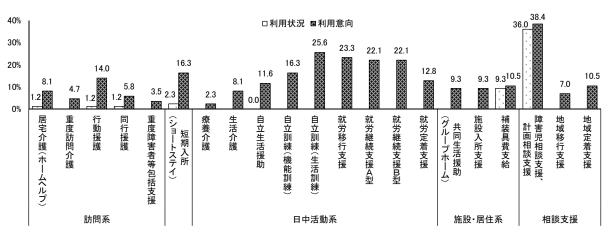
児童サービスの利用意向で「利用したい」は、「放課後等デイサービス<sup>(\*)</sup>」が 60.5%で最も多く、次いで「児童発達支援<sup>(\*)</sup>」が 32.6%、「保育所等訪問支援<sup>(\*)</sup>」が 22.1%となっています。



#### ■障害福祉サービスの利用状況と利用意向(18歳未満)(複数回答)

障害福祉サービスの利用状況で「利用している」は、「障害児相談支援 $^{(*)}$ 、計画相談支援 $^{(*)}$ 」が 36.0%で最も多く、次いで「補装具費支給 $^{(*)}$ 」が 9.3%、「短期入所(ショートステイ) $^{(*)}$ 」が 2.3%となっています。

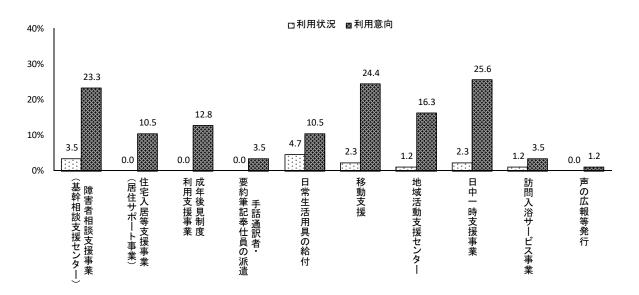
障害福祉サービスの利用意向で「利用したい」は、「障害児相談支援<sup>(\*)</sup>、計画相談支援<sup>(\*)</sup>」が 38.4%で最も多く、次いで「自立訓練(生活訓練)<sup>(\*)</sup>」が 25.6%、「就労移行支援<sup>(\*)</sup>」が 23.3%となっています。



#### ■地域生活支援事業の利用状況と利用意向(18歳未満)(複数回答)

地域生活支援事業の利用状況で「利用している」は、「日常生活用具の給付 $^{(*)}$ 」が 4.7% で最も多く、次いで「障害者相談支援事業 $^{(*)}$ (基幹相談支援センター)」が 3.5%、「移動支援 $^{(*)}$ 」と「日中一時支援事業 $^{(*)}$ 」が、ともに 2.3%となっています。

地域生活支援事業の利用意向で「利用したい」は、「日中一時支援事業 $^{(*)}$ 」が 25.6% で最も多く、次いで「移動支援 $^{(*)}$ 」が 24.4%、「障害者相談支援事業 $^{(*)}$ (基幹相談支援センター)」が 23.3%となっています。

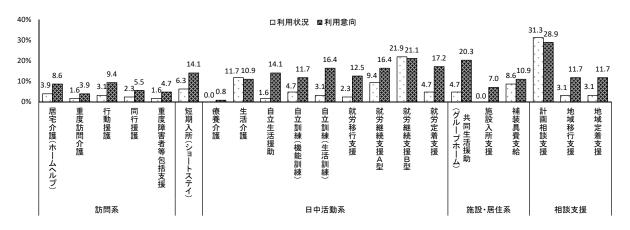




#### ■障害福祉サービスの利用状況と利用意向(18~39歳)(複数回答)

障害福祉サービスの利用状況で「利用している」は、「計画相談支援 $^{(*)}$ 」が 31.3%で最も多く、次いで「就労継続支援B型 $^{(*)}$ 」が 21.9%、「生活介護 $^{(*)}$ 」が 11.7%となっています。

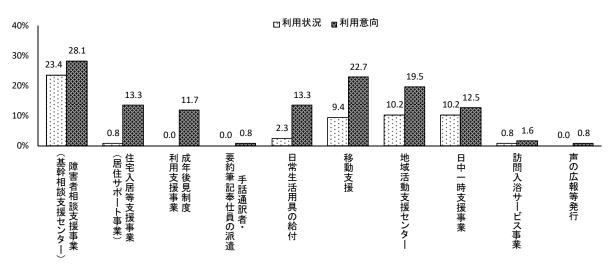
障害福祉サービスの利用意向で「利用したい」は、「計画相談支援 $^{(*)}$ 」が 28.9%で最も多く、次いで「就労継続支援B型 $^{(*)}$ 」が 21.1%、「共同生活援助(グループホーム)  $^{(*)}$ 」が 20.3%となっています。



#### ■地域生活支援事業の利用状況と利用意向(18~39歳)(複数回答)

地域生活支援事業の利用状況で「利用している」は、「障害者相談支援事業<sup>(\*)</sup>(基幹相談支援センター)」が 23.4%で最も多く、次いで「地域活動支援センター<sup>(\*)</sup>」と「日中一時支援事業<sup>(\*)</sup>」が、ともに 10.2%となっています。

地域生活支援事業の利用意向で「利用したい」は、「障害者相談支援事業 $^{(*)}$ (基幹相談支援センター)」が 28.1%で最も多く、次いで「移動支援 $^{(*)}$ 」が 22.7%、「地域活動支援センター $^{(*)}$ 」が 19.5%となっています。

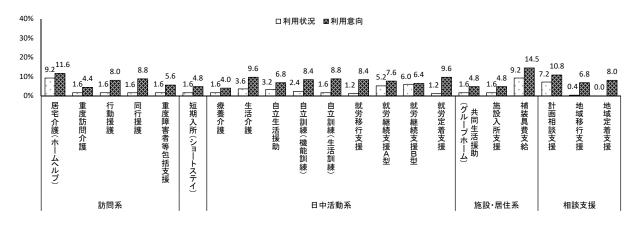




#### ■障害福祉サービスの利用状況と利用意向(40~64歳)(複数回答)

障害福祉サービスの利用状況で「利用している」は、「居宅介護(ホームヘルプ)(\*)」と「補装具費支給(\*)」が、ともに 9.2%で最も多く、次いで「計画相談支援(\*)」が 7.2% となっています。

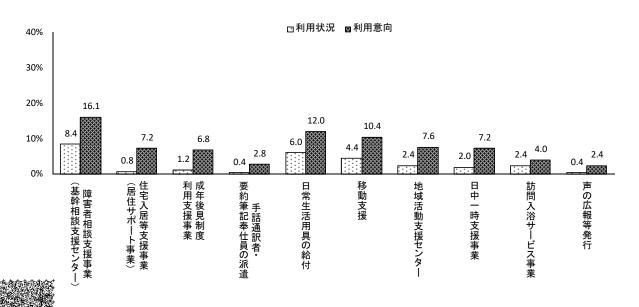
障害福祉サービスの利用意向で「利用したい」は、「補装具費支給<sup>(\*)</sup>」が 14.5%で最も多く、次いで「居宅介護 (ホームヘルプ)<sup>(\*)</sup>」が 11.6%、「計画相談支援<sup>(\*)</sup>」が 10.8% となっています。



#### ■地域生活支援事業の利用状況と利用意向(40~64歳)(複数回答)

地域生活支援事業の利用状況で「利用している」は、「障害者相談支援事業 $^{(*)}$ (基幹相談支援センター)」が 8.4%で最も多く、次いで「日常生活用具の給付 $^{(*)}$ 」が 6.0%、「移動支援 $^{(*)}$ 」が 4.4%となっています。

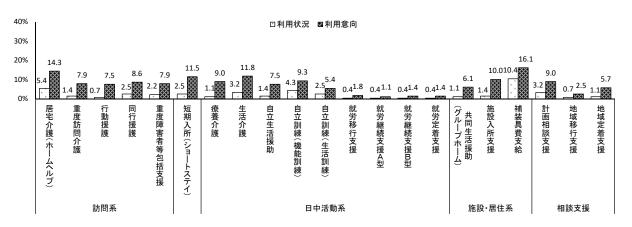
地域生活支援事業の利用意向で「利用したい」は、「障害者相談支援事業 $^{(*)}$ (基幹相談支援センター)」が 16.1%で最も多く、次いで「日常生活用具の給付 $^{(*)}$ 」が 12.0%、「移動支援 $^{(*)}$ 」が 10.4%となっています。



#### ■障害福祉サービスの利用状況と利用意向(65歳以上)(複数回答)

障害福祉サービスの利用状況で「利用している」は、「補装具費支給<sup>(\*)</sup>」が 10.4%で 最も多く、次いで「居宅介護(ホームヘルプ)<sup>(\*)</sup>」が 5.4%、「自立訓練(機能訓練)<sup>(\*)</sup>」 が 4.3%となっています。

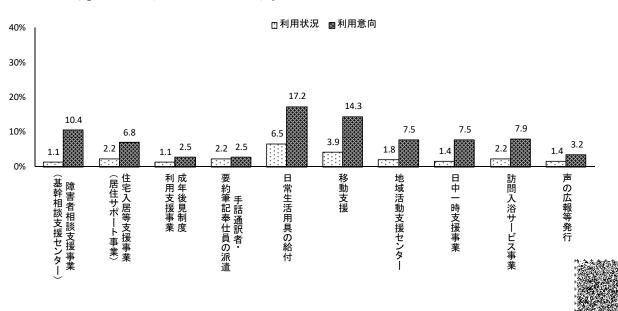
障害福祉サービスの利用意向で「利用したい」は、「補装具費支給<sup>(\*)</sup>」が 16.1%で最も多く、次いで「居宅介護 (ホームヘルプ) <sup>(\*)</sup>」が 14.3%、「生活介護<sup>(\*)</sup>」が 11.8%となっています。



#### ■地域生活支援事業の利用状況と利用意向(65歳以上)(複数回答)

地域生活支援事業の利用状況で「利用している」は、「日常生活用具の給付<sup>(\*)</sup>」が 6.5% で最も多く、次いで「移動支援<sup>(\*)</sup>」が 3.9%、「住宅入居等支援事業(居住サポート事業) (\*)」「手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣<sup>(\*)</sup>」「訪問入浴サービス事業<sup>(\*)</sup>」が 2.2%となっています。

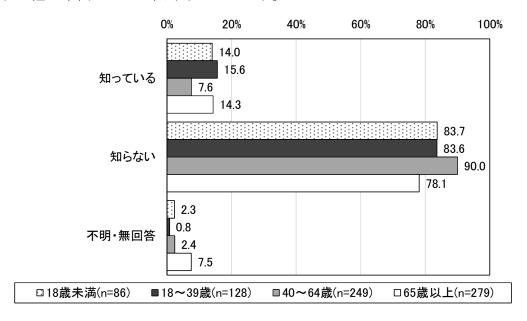
地域生活支援事業の利用意向で「利用したい」は、「日常生活用具の給付 $^{(*)}$ 」が 17.2% で最も多く、次いで「移動支援 $^{(*)}$ 」が 14.3%、「障害者相談支援事業 $^{(*)}$ (基幹相談支援センター)」が 10.4%となっています。



#### ⑤ 権利擁護

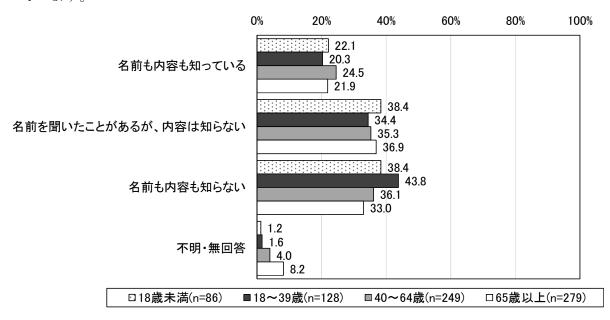
#### ■障害者虐待防止センターの認知度(単数回答)

「障害者虐待防止センターの認知状況」を尋ねたところ、「知っている」と答えた人は、 18 歳未満は 14.0%、18~39 歳は 15.6%、65 歳以上は 14.3%となっています。 $40\sim64$  歳の人は 7.6%と他の年代と比べて低くなっています。



#### ■成年後見制度の認知度(単数回答)

「成年後見制度の認知状況」を尋ねたところ、「名前も内容も知らない」と答えた人は、 18 歳未満は 38.4%、18~39 歳は 43.8%、40~64 歳は 36.1%、65 歳以上は 33.0%となっています。





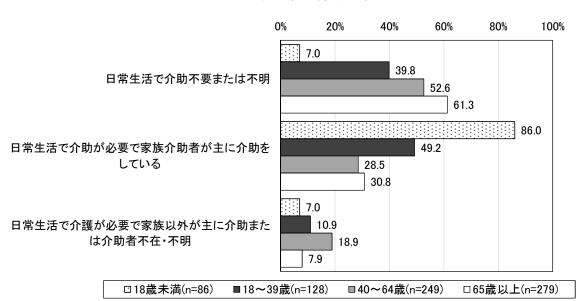
# ⑥ 家族介助者の状況

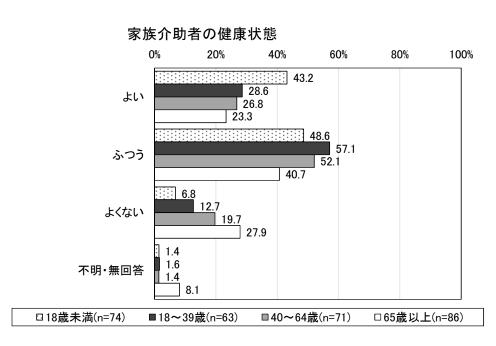
# ■家族介助者の健康状態(単数回答)

日常生活での介助が必要で、主に家族が介助を行っている割合は、18 歳未満は86.0%、18~39 歳は49.2%、40~64 歳は28.5%、65 歳以上は30.8%となっています。

「家族介助者の健康状態」を尋ねたところ、どの年代でも「ふつう」が最も多くなっています。18歳未満の方の家族介助者は健康状態が「よい」が43.2%と他の年代に比べて多く、65歳以上の方の介助者は「よくない」が27.9%と他の年代に比べて多くなっています。

#### 日常生活の介助の状況

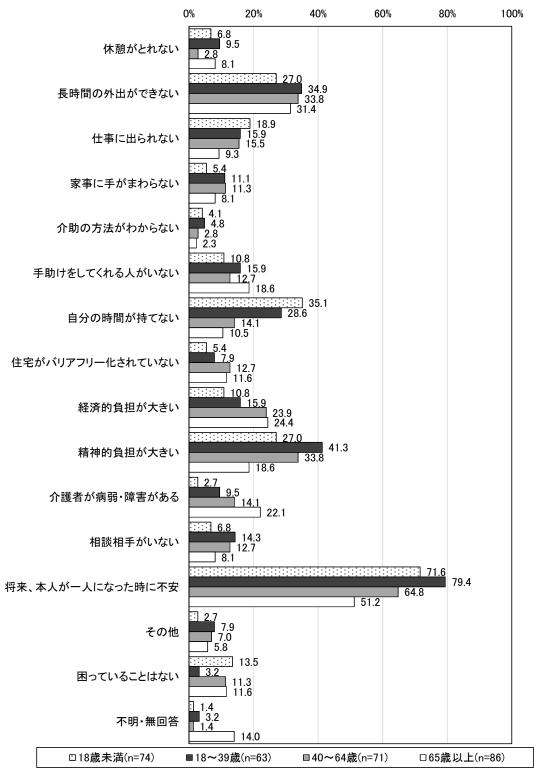






#### ■家族介助者の困っていること(複数回答)

「家族介助者が困っていること」を尋ねたところ、どの年代でも「将来、本人が一人になった時に不安」が最も多くなっていますが、18~39歳は8割弱と多くなっています。また、「自分の時間が持てない」は年齢が低くなるにつれて多くなっています。「経済的負担が大きい」は年齢が高くなるにつれて多くなっています。



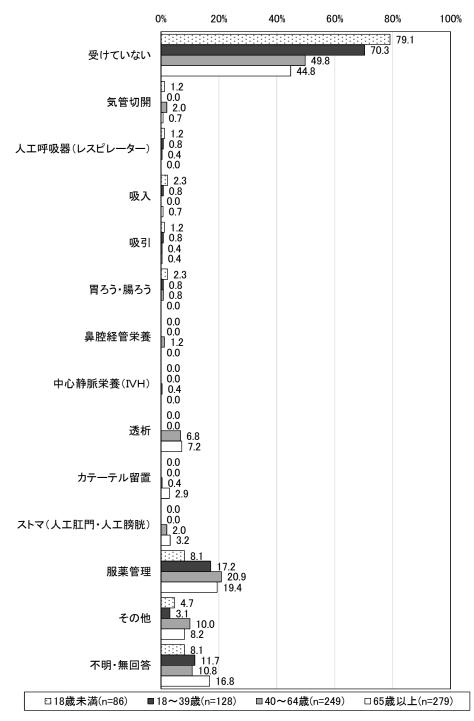


#### ⑦ 医療的ケア

#### ■現在受けている医療的ケア (複数回答)

「現在受けている医療的ケア」を尋ねたところ、「受けていない」が 18 歳未満は 79.1%、  $18\sim39$  歳は 70.3%となっていますが、 $40\sim64$  歳は 49.8%、65 歳以上は 44.8%となっています。「透析」は年齢が高くなるにつれて多くなっています。

前回と比べて、18~39 歳は「受けていない」(前回 57.1%から今回 70.3%) が増加しています。

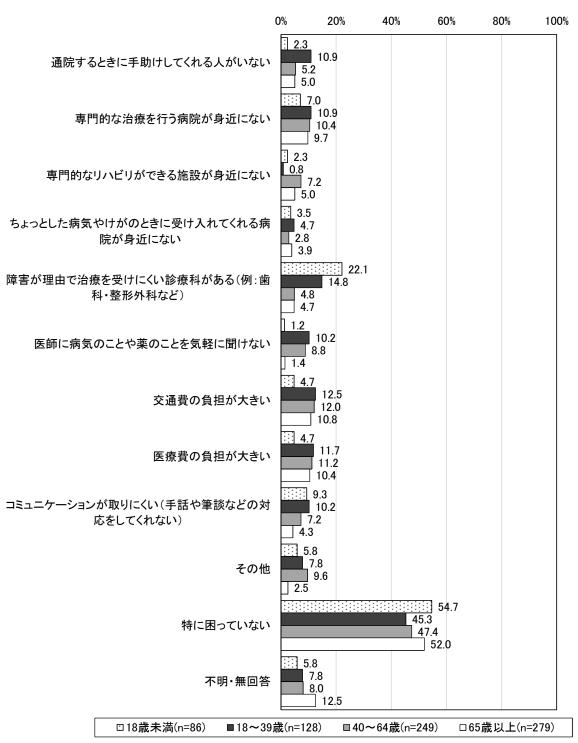




#### ■医療を受けるにあたり困ること (複数回答)

「医療を受けるにあたって困ること」を尋ねたところ、どの年代も、「特に困っていない」が最も多くなっています。また、「障害が理由で治療を受けにくい診療科がある(例:歯科・整形外科など)」は年齢が低くなるにつれて多くなっています。

前回と比べて、 $18\sim39$  歳は「専門的なリハビリができる施設が身近にない」(前回 7.1% から今回 0.8%) が減少しています。





# ⑧ 学校・園(18歳未満のみ)

#### ■就園・就学、学校生活等で望むこと(充実してほしいこと)(複数回答)

「就園・就学、学校生活で望むこと」を尋ねたところ、就学前児童は「能力や障害の 状態に応じた指導をしてほしい」「障害特性の理解と支援を促進してほしい」、小学生は 「障害特性の理解と支援を促進してほしい」、中学生・高校生は「能力や障害の状態に応 じた指導をしてほしい」がそれぞれ最も多くなっています。

	相談体制を充実してほしい	指導をしてほしい	てほしい施設、設備、教材を充実し	進めてほしい通常の学級への受け入れを	れを進めてほしい幼稚園・保育園への受け入	など)に預かってほしい放課後や長期休暇(夏休み	会を増やしてほしいを深めるような交流の機まわりの子どもたちの理解	うにしてほしい	れるようにしてほしいや難聴指導など)が受けら療育指導(理学療法、言語
全体(n=86)	25.6	53.5	16.3	9.3	8.1	19.8	24.4	2.3	29.1
就学前(n=28)	35.7	60.7	21.4	21.4	17.9	25.0	17.9	0.0	39.3
小学生(n=30)	33.3	46.7	13.3	6.7	3.3	16.7	43.3	3.3	40.0
中学生(n=9)	11.1	55.6	11.1	0.0	0.0	11.1	11.1	0.0	11.1
高校生(n=10)	0.0	60.0	10.0	0.0	0.0	10.0	10.0	10.0	10.0
	導を特別の場で行う指導)を充実してほしいの学級で行いながら、障害に応じた特別の指通級による指導(各教科などの指導を通常	通常学級での支援を促進してほしい	しい通常の学級における教員・職員を増員してほ	障害特性の理解と支援を促進してほしい	いじめや不登校などへの対応を強化してほし	増員してほしい 特別支援教育支援員やコーディネーターを	その他	特にない	不明·無回答
全体(n=86)	10.5	10.5	17.4	53.5	20.9	25.6	4.7	18.6	0.0
就学前(n=28)	17.9	14.3	17.9	60.7	35.7	39.3	7.1	17.9	0.0
小学生(n=30)	3.3	13.3	26.7	70.0	23.3	30.0	3.3	13.3	0.0
中学生(n=9)	22.2	11.1	11.1	44.4	0.0	11.1	0.0	11.1	0.0
高校生(n=10)	10.0	0.0	0.0	20.0	0.0	10.0	0.0	40.0	0.0

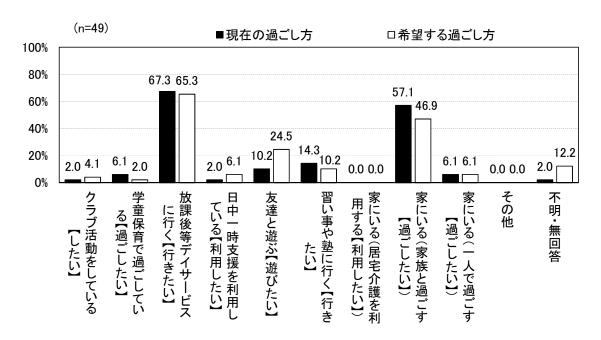


#### ■放課後・長期休暇における過ごし方(複数回答)

放課後・長期休暇(夏休み)における「現在の過ごし方」は、放課後・長期休暇ともに、「放課後等デイサービス<sup>(\*)</sup>に行く」「家にいる(家族と過ごす)」が多く、「希望する過ごし方」においても「放課後等デイサービス<sup>(\*)</sup>に行きたい」「家にいる(家族と過ごしたい)」が多くなっています。

前回と比べて、放課後の「現在の過ごし方」は「放課後等デイサービス<sup>(\*)</sup>に行く」が 増加しています。放課後の「希望する過ごし方」は「クラブ活動をしたい」が減少し、 「放課後等デイサービス<sup>(\*)</sup>に行きたい」が増加しています。

#### 放課後における「現在の過ごし方」と「希望する過ごし方」



#### 放課後における「現在の過ごし方」(前回比較)

(%)

(%)

	している	過ごしている	行く 放課後等デ	いる 援を利用して 日 中 一 時 支	友達と遊ぶ	行く 習い事や塾に	用する) 宅介護を利	族と過ごす)家にいる(家	人で過ごす)	その他	不明·無回答
今回調査(n=49)	2.0	6.1	67.3	2.0	10.2	14.3	0.0	57.1	6.1	0.0	2.0
前回調査(n=56)	8.9	1.8	48.2	3.6	14.3	23.2	5.4	64.3	10.7	5.4	0.0

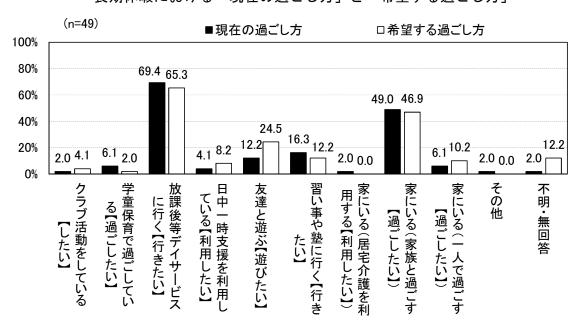
#### 放課後における「希望する過ごし方」(前回比較)

	いクラブ活動をした	たい学童保育で過ごし	ビスに行きたい放課後等デイサー	利用したい 日中一時支援を	友達と遊びたい	たい事や塾に行き	護を利用したい)家にいる(居宅介	過ごしたい)家にいる(家族と	過ごしたい)	その他	不明·無回答
今回調査(n=49)	4.1	2.0	65.3	6.1	24.5	10.2	0.0	46.9	6.1	0.0	12.2
前回調査(n=56)	21.4	1.8	42.9	8.9	41.1	25.0	5.4	41.1	8.9	7.1	8.9



前回と比べて、長期休暇の「現在の過ごし方」は「放課後等デイサービス<sup>(\*)</sup>に行く」が増加しています。長期休暇の「希望する過ごし方」は「放課後等デイサービス<sup>(\*)</sup>に行きたい」が増加し、「習い事や塾に行きたい」が減少しています。

## 長期休暇における「現在の過ごし方」と「希望する過ごし方」



#### 長期休暇における「現在の過ごし方」(前回比較)

	ているクラブ活動をし	している学童保育で過ご	サービスに行く放 課 後 等 ディ	利用している日中一時支援を	友達と遊ぶ	習い事や塾に行	護を利用する)家にいる(居宅介	過ごす)家にいる(家族と	過ごす)	その他	不明·無回答
今回調査(n=49)	2.0	6.1	69.4	4.1	12.2	16.3	2.0	49.0	6.1	2.0	2.0
前回調査(n=56)	7.1	1.8	46.4	8.9	23.2	25.0	3.6	64.3	16.1	8.9	0.0

### 長期休暇における「希望する過ごし方」(前回比較)

				.,	_ ,				• •		,
	いうブ活動をした	たい学童保育で過ごし	ビスに行きたい放課後等デイサー	利用したい日中一時支援を	友達と遊びたい	たいといったい	護を利用したい)家にいる(居宅介	過ごしたい)家にいる(家族と	過ごしたい)家にいる(一人で	その他	不明·無回答
今回調査(n=49)	4.1	2.0	65.3	8.2	24.5	12.2	0.0	46.9	10.2	0.0	12.2
前回調査(n=56)	16.1	0.0	42.9	16.1	42.9	30.4	5.4	44.6	10.7	10.7	5.4



(%)

### ⑨ スポーツ活動、芸術・文化活動

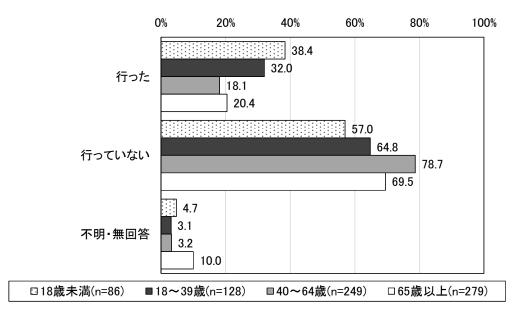
# ■スポーツ活動の実施状況と今後の意向(単数回答)

スポーツ活動の「1年間における実施状況」を尋ねたところ、どの年代でも「行っていない」が最も多くなっています。「行った」は18歳未満・18~39歳が他の年代と比べて多くなっています。

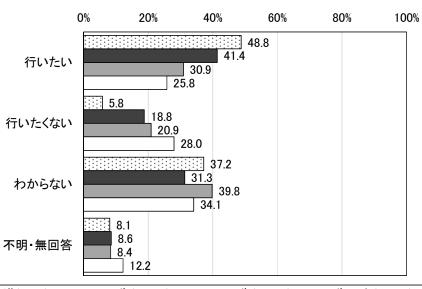
「今後のスポーツ活動の意向」を尋ねたところ、18 歳未満・18~39 歳は「行いたい」、 40~64 歳・65 歳以上は「わからない」が最も多くなっています。

前回と比べて、65 歳以上は「行いたくない」(前回 34.1%から今回 28.0%) が減少しています。

スポーツ活動の1年間における実施状況



今後のスポーツ活動の意向



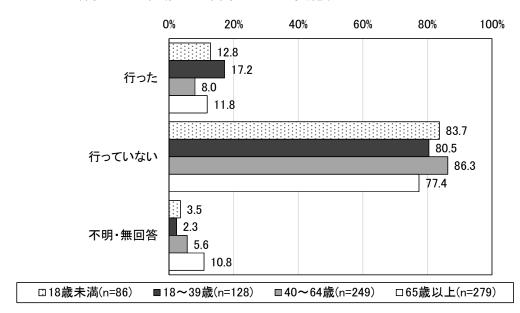


□ 18歳未満(n=86) ■18~39歳(n=128) ■40~64歳(n=249) □65歳以上(n=279)

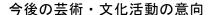
#### ■芸術・文化活動の実施状況と今後の意向(単数回答)

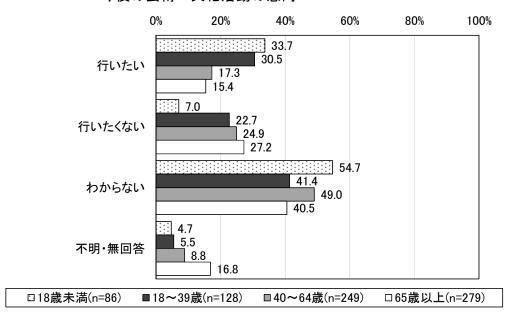
芸術・文化活動の「1年間における実施状況」を尋ねたところ、どの年代でも「行っていない」が最も多くなっています。

「今後の芸術・文化活動の意向」を尋ねたところ、どの年代でも「わからない」が最も多くなっています。「行いたい」は 18 歳未満・18~39 歳で3割程度と他の年代と比べて多くなっています。



芸術・文化活動の1年間における実施状況







#### ■地域で行われる行事や余暇活動に参加するにあたって困ること(複数回答)

「地域で行われる行事や余暇活動に参加するにあたって困ること」を尋ねたところ、 どの年代も「どのような活動が行われているか知らない」が最も多くなっています。

18 歳未満は「周囲に気を使う」「コミュニケーションが難しい」、18~39 歳は「コミュニケーションが難しい」、40~64 歳は「一緒に活動する友人・仲間がいない」、65 歳以上は「健康や体力に自信がない」「特にない」が他の年代と比べて多くなっています。

前回と比べて、 $40\sim64$  歳は「気軽に参加できる活動が少ない」(前回 13.2%から今回 20.9%)、「一緒に活動する友人・仲間がいない」(前回 21.7%から今回 28.9%)、「参加したいが誘ってもらえない」(前回 1.8%から今回 5.2%) が増加しています。65 歳以上は「どのような活動が行われているか知らない」(前回 23.4%から今回 35.8%) が増加しています。

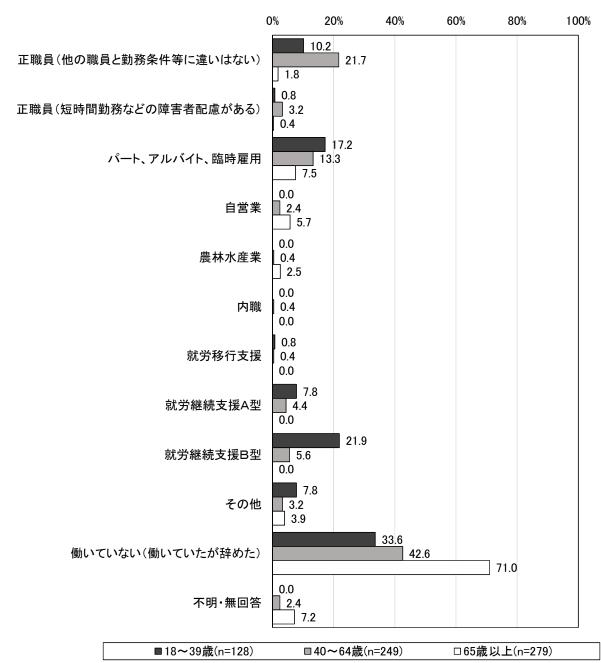
	か知らないどのような活動	る活動が少ない気軽に参加でき	ムがない ベント・プログラ にあったイ	がない ント・プログラム 興味のあるイベ	いないる友人・仲間が一緒に活動す	が難しいが難しい。	大きい家族への負担が	う囲に気を使	理解がない障害に対する
18 歳未満(n=86)	44.2	22.1	25.6	14.0	18.6	5.8	22.1	31.4	23.3
18~39 歳(n=128)	49.2	25.8	20.3	26.6	28.1	10.9	18.0	21.9	16.4
40~64 歳(n=249)	50.2	20.9	15.7	20.5	28.9	4.4	10.8	19.7	10.0
65 歳以上(n=279)	35.8	11.8	9.7	11.5	17.2	5.7	11.8	7.9	4.3
	お金がかかる	手段がない・移動	自信がない	ンが難しい	なっていない バリアフリーに施設 (場所)が	い 誘ってもらえな	その他	特にない	不明·無回答
18 歳未満(n=86)	10.5	2.3	4.7	27.9	2.3	3.5	0.0	25.6	3.5
18~39 歳(n=128)	22.7	14.8	19.5	31.3	3.1	6.3	4.7	14.1	4.7
40~64 歳(n=249)	17.7	10.0	20.1	17.7	4.4	5.2	7.6	20.1	7.6
65 歳以上(n=279)	10.4	10.8	28.0	8.6	2.2	3.9	1.4	29.7	13.6



#### ⑩ 就労(18歳以上のみ)

#### ■就労状況(単数回答)

「就労状況」を尋ねたところ、知的・発達障害(\*)の  $18\sim39$  歳が「就労継続支援 B型(\*)」が最も多いのを除き、3 障害ともにどの年代も「働いていない(働いていたが辞めた)」が最も多くなっています。一般就労として、「正社員(他の職員と勤務条件等に違いはない)」は身体障害の  $18\sim39$  歳・ $40\sim64$  歳でそれぞれ 18.2%と 29.9%となっていますが、その他の障害ではどの年代も 10%未満となっています。「パート、アルバイト、臨時雇用」は、知的・発達障害(\*)の 65 歳以上を除き、3 障害ともに  $1\sim2$  割程度となっています。





# ■就労状況(単数回答)

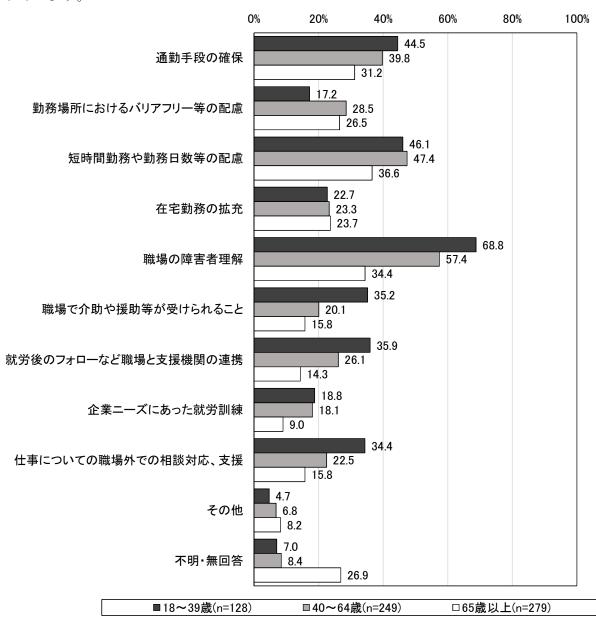
		務条件等に違いはない)正職員(他の職員と勤	どの障害者配慮がある)正職員(短時間勤務な	時雇用パート、アルバイト、臨	自営業	農林水産業	内職	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	その他	が辞めた)	不明·無回答
	18~39 歳(n=33)	18.2	0.0	12.1	0.0	0.0	0.0	0.0	6.1	3.0	15.2	45.5	0.0
障 身 害 体	40~64 歳(n=144)	29.9	3.5	15.3	2.1	0.7	0.7	0.0	2.8	0.7	2.8	40.3	1.4
	65 歳以上(n=233)	1.7	0.4	6.4	6.0	2.6	0.0	0.0	0.0	0.0	4.7	71.2	6.9
知	18~39 歳(n=79)	3.8	1.3	16.5	0.0	0.0	0.0	1.3	11.4	32.9	10.1	22.8	0.0
知	40~64 歳(n=31)	6.5	0.0	9.7	0.0	0.0	0.0	0.0	12.9	22.6	9.7	35.5	3.2
達	65 歳以上(n=4)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	75.0	0.0
	18~39 歳(n=31)	6.5	0.0	16.1	0.0	0.0	0.0	0.0	12.9	12.9	3.2	48.4	0.0
障 精 害 神	40~64 歳(n=73)	6.8	2.7	8.2	2.7	0.0	0.0	1.4	8.2	11.0	2.7	53.4	2.7
	65 歳以上(n=24)	0.0	0.0	8.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	83.3	8.3



#### ■必要な就労支援の内容(複数回答)

「必要な就労支援の内容」を尋ねたところ、18~39歳・40~64歳は「職場の障害者理解」、65歳以上は「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が最も多くなっています。

前回と比べて、18~39歳は「在宅勤務の拡充」(前回 12.5%から今回 22.7%)が増加 しています。40~64歳は「短時間勤務や勤務日数等の配慮」(前回 35.6%から今回 47.4%)、 「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」(前回 17.4%から今回 26.1%)が増加 しています。

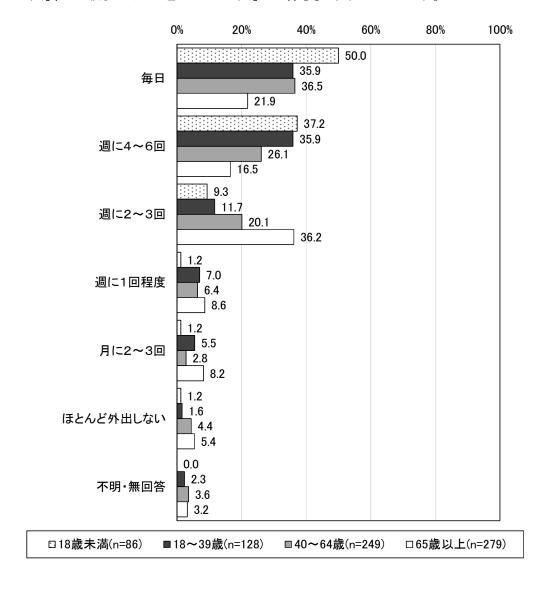




# ⑪ 外出状況

#### ■外出頻度(単数回答)

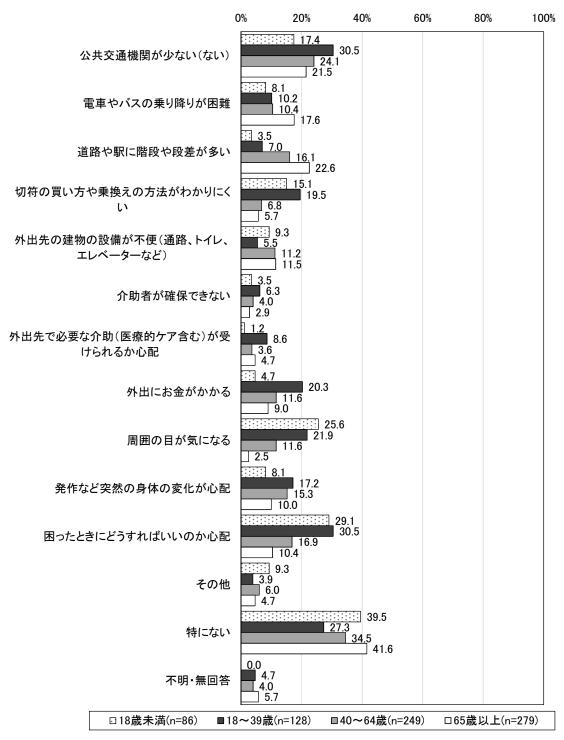
「外出頻度」を尋ねたところ、18 歳未満・ $40\sim64$  歳は「毎日」、 $18\sim39$  歳は「毎日」「週に $4\sim6$ 回」、65 歳以上は「週に $2\sim3$ 回」が最も多くなっています。





#### ■外出時困ること(複数回答)

「外出時困ること」を尋ねたところ、18歳未満・40~64歳・65歳以上は「特にない」、18~39歳は「公共交通機関が少ない(ない)」「困ったときにどうすればいいのか心配」が最も多くなっています。また、「周囲の目が気になる」は年齢が低くなるにつれて多くなっています。「道路や駅に階段や段差が多い」は年齢が高くなるにつれて多くなっています。

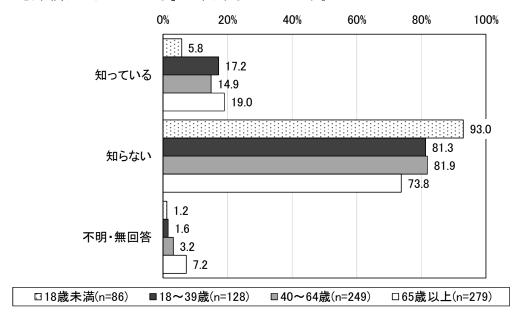




# ① 災害

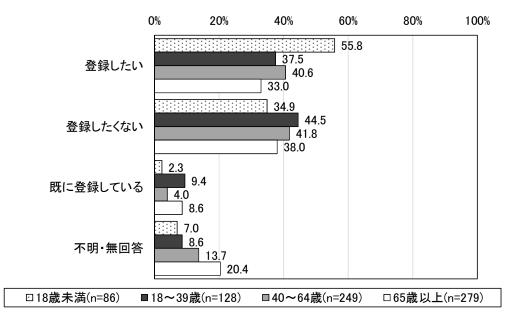
#### ■岩出市災害時要援護者(\*)支援制度の認知度(単数回答)

「岩出市災害時要援護者<sup>(\*)</sup>支援制度の認知状況」を尋ねたところ、「知っている」人は 18 歳未満は 5.8%、18~39 歳は 17.2%、40~64 歳は 14.9%、65 歳以上は 19.0%となっています。 18 歳未満は「知っている」が低くなっています。



#### ■岩出市災害時要援護者<sup>(\*)</sup>支援制度の登録意向(単数回答)

「岩出市災害時要援護者<sup>(\*)</sup>支援制度の登録意向」を尋ねたところ、「登録したい」人は 18 歳未満では 55.8%、18~39 歳は 37.5%、40~64 歳は 40.6%、65 歳以上は 33.0% と なっています。

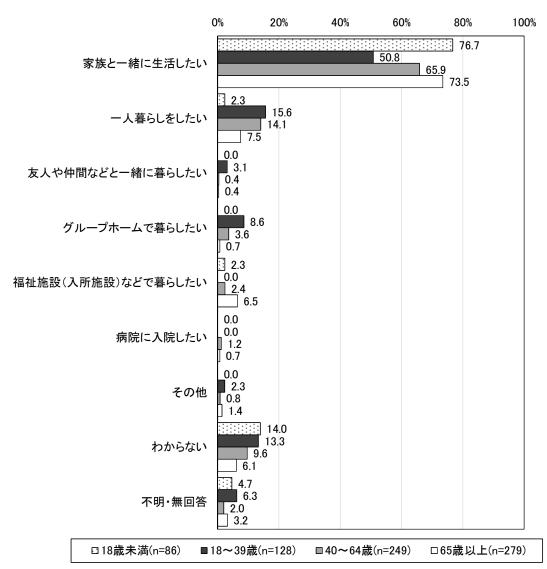




## ③ 今後の暮らし

#### ■今後どのように暮らしたいか(単数回答)

「今後どのように暮らしたいか」を尋ねたところ、障害種別、年齢に関わらず「家族と一緒に生活したい」が最も多くなっています(知的・発達障害(\*)の65歳以上は「福祉施設(入所施設)などで暮らしたい」も同数)。その他、18歳未満は障害種別に関わらず「わからない」が2番目に多くなっています。身体障害は、18~39歳は「一人暮らしをしたい」が、65歳以上は「福祉施設(入所施設)などで暮らしたい」「わからない」が2番目に多くなっています。知的・発達障害(\*)は18~39歳は「一人暮らしをしたい」「グループホームで暮らしたい」が、40~64歳は「グループホームで暮らしたい」が2番目に多くなっています。精神障害は「一人暮らしをしたい」が2番目に多くなっています。精神障害は、一人暮らしをしたい」が2番目に多くなっています。精神障害は、一人暮らしをしたい」が2番目に多くなっています(65歳以上は「福祉施設(入所施設)などで暮らしたい」も同数)。





# ■今後どのように暮らしたいか (単数回答)

		生活したい	したい	らしたい どと一緒に暮	ムで暮らしたい グループ ホー	暮らしたい 福祉施設(入	たいに入院し	その他	わからない	不明·無回答
	18 歳未満(n=13)	76.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	15.4	7.7
障 身 害 体	18~39 歳(n=33)	60.6	12.1	3.0	3.0	0.0	0.0	3.0	12.1	6.1
害体	40~64 歳(n=144)	72.2	9.7	0.0	2.8	2.8	0.7	0.0	9.0	2.8
	65 歳以上(n=233)	77.3	5.6	0.4	0.4	6.0	0.9	1.3	6.0	2.1
<b>4</b> ⊓	18 歳未満(n=77)	76.6	2.6	0.0	0.0	2.6	0.0	0.0	13.0	5.2
障的 害 発	18~39 歳(n=79)	45.6	13.9	5.1	13.9	0.0	0.0	2.5	11.4	7.6
知障・発達	40~64 歳(n=31)	58.1	9.7	0.0	12.9	6.5	3.2	0.0	9.7	0.0
Æ	65 歳以上(n=4)	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	18 歳未満(n=7)	57.1	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	28.6	0.0
障 精 害 神	18~39 歳(n=31)	45.2	25.8	0.0	3.2	0.0	0.0	3.2	22.6	0.0
害神	40~64 歳(n=73)	52.1	23.3	1.4	4.1	1.4	2.7	1.4	11.0	2.7
	65 歳以上(n=24)	37.5	16.7	0.0	0.0	16.7	4.2	4.2	8.3	12.5



#### ■障害のある人が地域で生活していくために必要なこと(複数回答)

「障害のある人が地域で生活していくために必要なこと」を尋ねたところ、どの年代 も「経済的な援助の充実」「相談支援体制の充実」が多くなっています。

また、「一人ひとりの障害に応じた障害児教育の充実と教育環境の整備」「職業訓練の充実や働く場所の確保」は年齢が低くなるにつれて多くなっています。

前回と比べて、18 歳未満は、「参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の充実」(前回 38.0%から今回 19.8%)、「障害の状況に対応した情報提供」(前回 54.0%から今回 27.9%)が減少しています。40~64 歳は「経済的な援助の充実」(前回 46.6%から今回 62.7%)が増加し、「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」(前回 28.1% から今回 21.3%)、「いろいろなボランティア活動の育成」(前回 19.9%から今回 12.0%)が減少しています。65 歳以上は「職業訓練の充実や働く場所の確保」(前回 9.5%から今回 16.1%)、「参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の充実」(前回 11.4%から今回 17.6%)、「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」(前回 11.6%から今回 18.3%)、「保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上」(前回 14.5%から今回 23.7%)が増加しています。

	相談支援体制の充実	事業の推進障害者の人権を尊重した権利擁護	きるための在宅福祉サービスの充実障害者が地域において安心して生活で	通所施設の整備	ホームの整備など、生活の場の確保障害に配慮した公営住宅や、グループ	教育の充実と教育環境の整備一人ひとりの障害に応じた障害児	職業訓練の充実や働く場所の確保	経済的な援助の充実	障害の早期発見と継続的な支援	充実 救急医療や障害に対応した医療の	化活動の充実参加しやすいスポーツ・サークル・文
18 歳未満(n=86)	46.5	25.6	39.5	27.9	38.4	45.3	45.3	52.3	39.5	25.6	19.8
18~39 歳(n=128)	50.0	25.8	41.4	25.8	39.8	28.1	35.9	51.6	34.4	27.3	29.7
40~64 歳(n=249)	48.2	23.3	42.6	19.3	34.1	19.7	34.9	62.7	23.7	34.9	20.1
65 歳以上(n=279)	43.7	19.7	38.0	17.2	25.1	14.3	16.1	41.2	16.8	32.3	17.6
	リー化 道路や建物、駅などのバリアフ	時の避難誘導体制の整備防犯・防災体制の強化や緊急	祉教育や広報活動の充実差別や偏見をなくすための福	民同士がふれあう機会の充実障害の有無にかかわらず、住	コミュニケーション支援の充実	供障害の状況に対応した情報提	育成と資質の向上保健や福祉の専門的な人材の	育成いろなボランティア活動の	その他	不明・無回答	
18 歳未満(n=86)	22.1	27.9	40.7	18.6	27.9	27.9	39.5	12.8	2.3	9.3	
18~39 歳(n=128)	18.0	25.0	35.9	22.7	25.8	35.9	28.9	19.5	3.1	3.1	
40~64 歳(n=249)	33.3	23.3	21.3	17.7	23.3	37.8	23.7	12.0	5.2	4.4	
65 歳以上(n=279)	30.5	27.2	18.3	20.4	12.9	22.6	23.7	12.9	1.4	15.4	



# (2) 事業所アンケート結果

## ① 事業所の課題

#### ■事業を運営する上での課題(複数回答)

「事業を運営する上で、どのような課題があるか」を尋ねたところ、「スタッフの確保」と「スタッフの人材育成」が、ともに 70.8%で最も多く、次いで「責任者など中堅人材の確保・育成」が 43.8%、「設備・スタッフなどが不足し、量的に利用者のニーズに応えられない」と「自立支援給付費が低い」が、ともに 27.1%となっています。

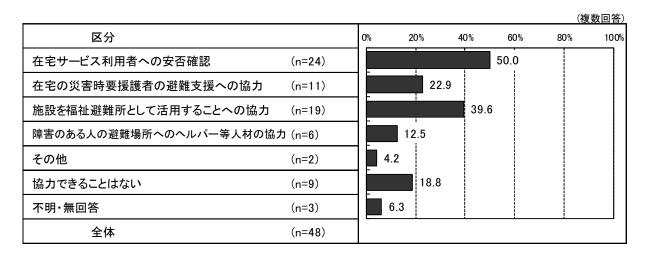
							(1	复数回
区分		0%	20	)% 4	0%	60%	80%	10
スタッフの確保	(n=34)				1	÷	70.8	
スタッフの人材育成	(n=34)				i		70.8	
スタッフが短期間で離職してしまう	(n=6)		12					
責任者など中堅人材の確保・育成	(n=21)				43.8			
設備・スタッフなどが不足し、量的に利用者の二- ズに応えられない	(n=13)			27.1	!			
質的に、利用者の希望通り提供できていない	(n=8)			16.7				
新規利用者の獲得が困難	(n=7)		1	4.6				
利用者一人あたりの利用量が少ない	(n=4)		8.3					
利用者や家族がサービスをよく理解していない	(n=5)		10.	4				
利用者や家族とのコミュニケーションが難しい	(n=1)	2.	1					
困難事例への対応が難しい	(n=9)			18.8				
変更やキャンセルが多い	(n=4)		8.3					
休日や夜間の対応が難しい	(n=10)			20.8				
苦情やトラブルが多い	(n=3)		6.3					
他のサービス事業所や医療機関等との連携	(n=5)		10.	4				
訪問や送迎が非効率	(n=7)		1	4.6				
自立支援給付費が低い	(n=13)		:	27.1	!			
他のサービス事業所との競合が厳しい	(n=2)		1.2					
その他	(n=2)		1.2					
特に課題はない	(n=0)	0.0	)					
不明·無回答	(n=0)	0.0	)					
全体	(n=48)		•		-	•		



### ② 災害

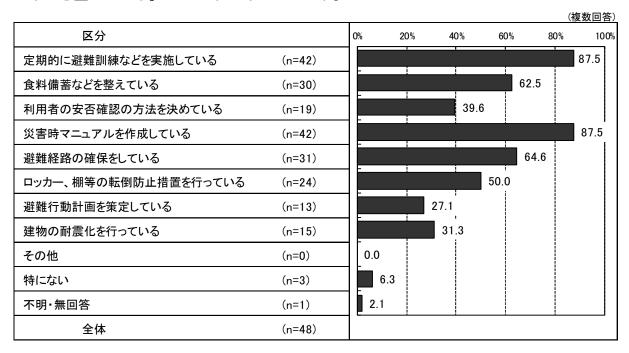
#### ■災害時に障害のある人への支援で協力できること(複数回答)

「災害時に障害のある人への支援で協力できること」を尋ねたところ、「在宅サービス利用者への安否確認」が50.0%で最も多く、次いで「施設を福祉避難所として活用することへの協力」が39.6%、「在宅の災害時要援護者(\*)の避難支援への協力」が22.9%となっています。



#### ■災害時に対する対応についての準備状況 (複数回答)

「災害時に対する対応について、どのような準備を行っているか」を尋ねたところ、「定期的に避難訓練などを実施している」と「災害時マニュアルを作成している」が、ともに87.5%で最も多く、次いで「避難経路の確保をしている」が64.6%、「食料備蓄などを整えている」が62.5%となっています。





# ■緊急時・災害時対策についての課題・問題(複数回答)

「緊急時・災害時対策について、どのようなことが課題・問題となると思うか」を尋ねたところ、「地域の協力体制の不足」が54.2%で最も多く、次いで「職員教育、学ぶ機会の不足」が45.8%、「ハード面整備等に関する資金がない」が35.4%となっています。

						(複	数回答)
区分		0%	20%	40%	60%	80%	100%
ハード面整備等に関する資金がない	(n=17)			35.4			
対応マニュアルの作成ができていない	(n=6)		12.5				
災害時要援護者登録に関して周知、理解の不十分	(n=14)			29.2			
職員教育、学ぶ機会の不足	(n=22)			4	15.8		
地域の協力体制の不足	(n=26)		i		54.2		
その他	(n=1)	2.	1				
特にない	(n=2)	4	.2				
不明·無回答	(n=2)	4	.2				
全体	(n=48)			•			

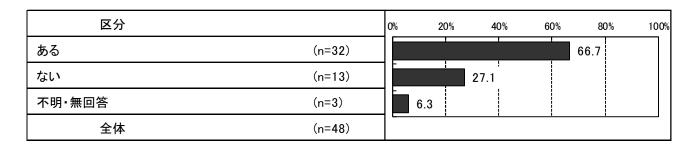


# ③市の障害福祉サービス充実に向けて必要なこと

#### ■高齢化について(単数回答)

「利用者の高齢化に関することで、課題に感じることはあるか」を尋ねたところ、「ある」が 66.7%となっています。

具体的には、「親の高齢化による問題」が84.4%で最も多く、次いで「親亡きあとの生活支援や暮らしの場について」が65.6%、「心身機能の低下による支援の増加」が62.5%となっています。



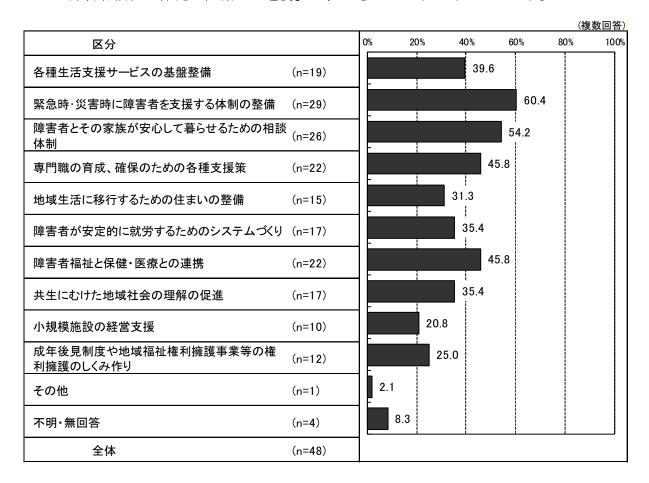
#### 具体的な課題(複数回答)

							(複数回答
区分		0%	20%	40%	60%	80%	100
心身機能の低下による支援の増加	(n=20)				62.5	,	
医療面の対応の困難	(n=19)				59.4		
親の高齢化による問題	(n=27)		· · ·	<u> </u>			84.4
親亡きあとの生活支援や暮らしの場について	(n=21)		<u> </u>		65	.6	
兄弟との同居での問題	(n=7)		2	1.9			
親亡きあとの財産相続等	(n=7)		2	1.9			
成年後見制度の利用に対する支援	(n=9)		<u> </u>	28.1			
65歳を境に利用できなくなるサービスがある	(n=11)			34.4			
その他	(n=1)	3.	1				
不明・無回答	(n=0)	0.0					
全体	(n=32)						



#### ■市の障害福祉サービス充実に向けて必要なこと(複数回答)

「市の障害福祉サービス充実に向けて必要なこと」を尋ねたところ、「緊急時・災害時に障害者を支援する体制の整備」が60.4%で最も多く、次いで「障害者とその家族が安心して暮らせるための相談体制」が54.2%、「専門職の育成、確保のための各種支援策」と「障害者福祉と保健・医療との連携」が、ともに45.8%となっています。





# 3. 障害者施策の課題

アンケート調査の結果などから、本市の障害者福祉を推進するにあたっての現状と課題 は以下のとおりです。

# 現状と課題1

障害を理由とした差別を受けたことがあるという人が若い世代に多く、障害のある人に 対する理解、差別解消の取組を進める必要があります。

- ●当事者アンケートで、「この 10 年間における障害や障害のある人に対する理解」を尋ねた ところ、「深まった」はどの年代でも 2 割前後となっています。
- ●また、「過去 10 年間で障害を理由とした差別や嫌な経験」を尋ねたところ、「ある」は 18 歳未満・40~64 歳は5割前後、18~39 歳は6割弱、65歳以上は2割強となっています。 18歳未満・18~39歳の年代は「ある」が多くなっています。

# 現状と課題2

相談支援体制の充実を求める声は多く、65歳以上で相談相手がいない人が増加しており、相談支援体制の周知が必要です。

- ●当事者アンケートで、「障害のある人が地域で生活していくために必要なこと」を尋ねたところ、18歳未満・18~39歳・40~64歳は「経済的な援助の充実」、65歳以上は「相談支援体制の充実」が最も多くなっています。
- ●「福祉サービスや制度などに関する情報を、どこから知ることが多いか」を尋ねたところ、 65 歳以上は「特にない」が前回と比べて増加しています。
- ●「福祉に関する情報を十分に入手できているか」を尋ねたところ、18 歳未満は「入手できている」が半数を超えていますが、18~39 歳・40~64 歳・65 歳以上は「入手できていない」が 6 割程度となっています。
- ●「何か困った時に相談するのは誰か」を尋ねたところ、65 歳以上は「特にいない」が前回 と比べて増加しています。



## 現状と課題3

障害者虐待防止センターの認知度は低く、成年後見制度もまだ知られていない人が一定 数いるので、関係機関と連携して、引き続き権利擁護の取組を進める必要があります。

- ●当事者アンケートで、「障害者虐待防止センターの認知状況」を尋ねたところ、「知っている」と答えた人は、18 歳未満は 14.0%、18~39 歳は 15.6%、65 歳以上は 14.3%となっています。 $40\sim64$  歳の人は 7.6%と他の年代と比べて低くなっており、さらなる周知・啓発が必要です。
- ●また、「成年後見制度の認知状況」を尋ねたところ、「名前も内容も知らない」と答えた人は、18歳未満は38.4%、18~39歳は43.8%、40~64歳は36.1%、65歳以上は33.0%となっています。

#### 現状と課題4

障害者の高齢化に伴い、「親亡きあと」を見据え、障害のある人の生活を地域全体で支えるため、地域の実情に応じた各種サービス提供体制の構築や、障害のある人の家族をはじめとする関係者への支援が必要です。

- ●障害者の高齢化に伴い、当事者アンケートで、65歳以上の障害者の家族介助者は健康状態が良くない人が3割、「介護者が病弱・障害がある」も2割となっています。
- ●事業所アンケートで、利用者の高齢化に関することで、課題に感じることはある事業所は 7割弱で、具体的には、「親の高齢化による問題」が84.4%で最も多く、次いで「親亡きあ との生活支援や暮らしの場について」が65.6%、「心身機能の低下による支援の増加」が 62.5%となっています。



#### 現状と課題5

地域活動、スポーツ活動、芸術・文化活動等、多様な活動に障害のある人が積極的に参加できるよう、障害のある人への情報提供、参加しやすい環境を整備することが必要です。

- ●当事者アンケートで、スポーツ・運動の「1年間における実施状況」を尋ねたところ、18歳未満は4割程度、18~39歳は3割程度、40~64歳・65歳以上は2割程度となっており、18歳未満・18~39歳が多くなっています。今後の運動・スポーツの意向について尋ねたところ、65歳以上は「行いたくない」が前回と比べて減少しています。
- ●芸術・文化活動の「1年間における実施状況」を尋ねたところ、18歳未満は12.8%、18~39歳は17.2%、40~64歳は8.0%、65歳以上は11.8%となっています。「今後の意向」は18歳未満・18~39歳で3割程度と若い世代において意向が高くなっています。
- ●「地域で行われる行事や余暇活動に参加するにあたって困ること」を尋ねたところ、どの年代も「どのような活動が行われているか知らない」が最も多くなっています。年代によっても違いが見られ、65歳以上は「どのような活動が行われているか知らない」が前回と比べて増加しています。

### 現状と課題6

どの年代も「働いていない」が最も多く、多様な就業の機会と就労に向けた支援が必要です。

- ●当事者アンケートで、「就労状況」を尋ねたところ、知的・発達障害<sup>(\*)</sup>の 18~39 歳が「就 労継続支援 B型<sup>(\*)</sup>」が最も多いのを除き、3 障害ともにどの年代も「働いていない(働いていたが辞めた)」が最も多くなっています。
- ●一般就労として、「正社員(他の職員と勤務条件等に違いはない)」は身体障害の 18~39 歳・40~64歳でそれぞれ18.2%と29.9%となっていますが、その他の障害ではどの年代も10%未満となっています。「パート、アルバイト、臨時雇用」は、知的・発達障害(\*)の65歳以上を除き、3 障害ともに1~2割程度となっています。
- ●「必要な就労支援の内容」を尋ねたところ、18~39歳・40~64歳は「職場の障害者理解」、 65歳以上は「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が最も多くなっています。前回と比べて、 18~39歳は「在宅勤務の拡充」が増加しています。40~64歳は「短時間勤務や勤務日数等 の配慮」「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」が増加しています。



# 現状と課題7

緊急時・災害時の支援について関心は高いが、避難行動要支援者<sup>(\*)</sup>制度の認知は十分と言えない状況です。

- ●当事者アンケートで、「岩出市災害時要援護者<sup>(\*)</sup>支援制度の認知状況」を尋ねたところ、「知っている」人は 18 歳未満は 5.8%、18~39 歳は 17.2%、40~64 歳は 14.9%、65 歳以上は 19.0%となっています。18 歳未満は低くなっています。
- ●事業所調査で、「市の障害福祉サービスの充実に向けて必要なこと」を尋ねたところ、「緊 急時・災害時に障害者を支援する体制の整備」が 60.4%で最も多くなっています。
- ●事業所調査で、「緊急時・災害時対策について、どのようなことが課題・問題となると思うか」を尋ねたところ、「地域の協力体制の不足」が 54.2%で最も多く、次いで「職員教育、学ぶ機会の不足」が 45.8%、「ハード面整備等に関する資金がない」が 35.4%となっています。

# 現状と課題8 障害福祉にかかる人材の確保・育成に向けた取組が必要です。

●事業所調査で、「事業を運営する上で、どのような課題があるか」を尋ねたところ、「スタッフの確保」と「スタッフの人材育成」が、ともに 70.8%で最も多く、次いで「責任者など中堅人材の確保・育成」が 43.8%と続いています。



# 第3章 計画の基本理念等

# 1. 基本理念

本市の最上位計画である総合計画では、「活力あふれるまち ふれあいのまち」を将来像に定め、市民一人ひとりがそれぞれのステージで活躍し、地域で協力し、支え合い、すべての市民の人権が尊重され、笑顔で安心して健康に暮らせるまちの実現を目指しています。

総合計画にあるように、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、誰もが自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮しながら自己実現につながる共生社会(\*)の実現が必要です。

本計画では、第2期障害者計画で定めた「ふれあいのまち やさしいまち いわで」の基本理念を引き継ぎつつ、障害のある人をめぐる環境の変化に対応しながら、共生社会(\*)の実現により、誰もが笑顔で、個性と能力を最大限発揮しながら自己実現がかなえられるまちを目指します。

ふれあいのまち やさしいまち いわで



### 2. 基本目標

基本理念である「ふれあいのまち やさしいまち いわで」の実現に向け、以下の3つの基本目標を掲げ、計画を推進していきます。

#### 基本目標1 人権尊重のまちづくり

障害のある人一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるためには、 すべての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重 し合いながら共生する社会の実現が必要です。

障害を理由とする差別の解消を進めるため、障害や障害のある人に対する理解を深めるとともに、障害のない人も含め、地域の様々な人たちの交流の促進と助け合いの心の育成に努めます。

#### 基本目標2 必要な支援が受けられる体制づくり

全国的に少子高齢化が進む中、障害のある人の高齢化も進んでおり、また障害のある 人の重度化・障害の多様化から、障害特性等に配慮したきめ細かい支援が必要です。

障害のある人一人ひとりが抱える不安や悩み、問題等を解消するため、相談体制や情報提供の充実を図るとともに、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行います。また、障害のある人が必要な時に必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう、障害福祉サービスをはじめ、保健サービスや医療サービスなど、障害のある人の日常生活を支える各種サービスの確保と体制の整備に努めます。

# 基本目標3 社会参加と自己実現のまちづくり

障害のある人は社会を構成する一員として社会、経済、文化、その他あらゆる分野の 活動に参加する機会が確保されなければなりません。

障害のある人のアクセシビリティ(\*)向上の環境整備を図っていきます。



# 3. 計画の体系

基本施策	取組
1. 啓発・広報、理解	(1)障害のある人に対する理解、差別解消の推進
	(2)地域の支え合い、ボランティア活動等の推進
	(1)相談支援体制・意思決定支援の充実
0 白☆した仕込の支援	(2)生活支援サービスの充実
2. 自立した生活の支援	(3)権利擁護の推進
	(4)介助者支援の充実
2. 促冲 医病	(1)保健事業の推進
3. 保健·医療 	(2)医療サービスの充実
4. 教育•療育、生涯学習	(1)教育・療育の充実
4. 教育 * 旗	(2)生涯学習の充実
E 展用。故类	(1)一般就労に向けた支援
5. 雇用·就労 	(2)福祉的就労の推進
	(1)生活環境の整備
   6. 安心·安全	(2)住まいの確保
0. 安心"安宝	(3)防犯·防災対策
	(4)人材の確保・育成



# 第4章 施策の方向

# 1. 啓発・広報、理解

#### (1) 障害のある人に対する理解、差別解消の推進

障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」が平成25年6月に成立し、平成28年4月から施行され、障害を理由とする差別解消に向けての取組が進められています。

当事者アンケートで、「この 10 年間における障害や障害のある人に対する理解」を尋ねたところ、「深まった」はどの年代でも 2 割前後となっています。また、「過去 10 年間で障害を理由とした差別や嫌な経験」を尋ねたところ、「ある」は 18 歳未満・40~64 歳は 5 割前後、18~39 歳は 6 割弱、65 歳以上は 2 割強となっています。18 歳未満・18~39 歳の年代は「ある」が多くなっています (P16 参照)。

本市では、障害や障害のある人に対する理解を深めるためのパンフレットや冊子を発行・配布するとともに、障害者週間(\*)や人権週間(\*)の際に講演会やイベントの開催、懸垂幕掲出等を行い、理解を深めるための取組を進めています。また、小中学校では体験学習や人権作文・人権ポスターの募集等の人権教育を進めています。

しかし、障害を理由とした差別を受けたことがあるという人が若い世代に多く、障害や 障害のある人に対する理解、差別解消の取組を引き続き進めていきます。

取組	内容
①啓発・広報活動の 推進	障害や障害のある人に対する正しい知識と理解はまだ十分と
	は言えないため、市広報紙や市ウェブサイト、動画配信等、あら
	ゆる広報媒体を効果的に活用し、啓発・広報の充実を図ります。
②障害者理解促進研 修・啓発事業の充 実	那賀圏域障害児・者自立支援協議会(*)において障害者理解促
	進研修・啓発事業を実施し、障害のある人の理解を深めるための
	講演会等を開催し、障害のある人の日常生活及び社会生活を営む
	上で生じる社会的障壁の除去に向けて取り組みます。



取組	内容
	障害の有無に関わらず、地域で安心して自立した生活を送るた
③啓発パンフレッ	めには、相互理解をより一層深めるための啓発が必要です。
ト、冊子の作成・	ともに支え合う社会を構築するため、今後も理解を深める各種
活用	啓発パンフレットや冊子を作成・活用し、周知・啓発を行ってい
	きます。
④障害者週間(*)、人	障害者週間 <sup>(*)</sup> や人権週間 <sup>(*)</sup> の期間に、講演会やイベントの開
権週間 <sup>(*)</sup> 等を中心	催、懸垂幕掲出等を行い、障害や障害のある人に対する周知・啓
とした 広報・啓発	発に取り組みます(障害者理解促進研修・啓発事業)。
	今後も「人権を考えるつどい」を通して、障害のある人に関す
⑤人権を考えるつど	る理解促進につながる啓発を実施するとともに、手話通訳者や要
いの充実	約筆記者の配置、ヒアリングループ <sup>(*)</sup> の設置等、誰もが参加しや
	すい環境を整備していきます。
	心豊かで差別のない明るいまちづくりを進めるため、市民一人
	ひとりが様々な人権問題についての理解や認識を深めることの
⑥指導者の育成	できる人権教育啓発を推進する指導者の育成を目的として、関係
	機関との連携・協力のもと人権教育啓発指導者研修会を開催しま
	す。
<b>②</b> 短机数本活動 ② 伊	福祉教育活動への支援として福祉に関する資料の貸し出しや
⑦福祉教育活動の促	情報提供に努め、各種講演会や講座・教室、研修会など、地域に
進	おける福祉教育活動の促進を図ります。
	発達障害 <sup>(*)</sup> や高次脳機能障害、難病 <sup>(*)</sup> 等、様々な障害に対す
⑧様々な障害に対す る啓発促進	る理解を深めるため、各種媒体や機会を活用し、周知・啓発して
	いきます。また、内部障害等、外見から障害のあることが分かり
	づらい人が、援助や配慮を必要としていることを周囲に伝えるへ
	ルプマークの周知に努めます。さらに、障害のあるきょうだい(兄
	弟姉妹)がいる子どもの立場や悩みなどに対する理解が深まるよ
	う、啓発・広報活動を推進します。



取組	内容
	小学校において、様々な体験学習などを実施して福祉意識の高
⑨小中学校における	揚に努めます。また、各小中学校において、人権作文・人権ポス
福祉教育の推進	ターを募集するなど、人権教育の推進を図るとともに、学校訪問
	等の様々な機会を通して指導・助言を進めます。



#### (2) 地域の支え合い、ボランティア活動等の推進

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、 生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主 体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービス の確保に取り組む必要があります。

事業所アンケートで、「緊急時・災害時対策について、どのようなことが課題・問題となると思うか」を尋ねたところ、「地域の協力体制の不足」が 54.2%で最も多くなっています (P48 参照)。

本市では令和3年3月に第2次岩出市地域福祉計画を策定し、その際に実施したアンケートにおいて「地域にある組織や団体に期待する活動」について尋ねたところ、「交通安全や防犯、防災などの活動」が45.5%で最も多く、次いで「子ども、高齢者、障害児者への手助け」が42.3%となっています。

障害のある人やその家族が抱える不安や悩み、問題等が多様化・複雑化している中、行政による支援はもちろんのこと、地域や団体、ボランティア等による支え合いや助け合いが必要です。「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」としてともに支え合う「地域共生社会」の実現を目指し、障害の有無に関わらず誰もが助け合い、支え合える体制の構築に取り組むとともに、市民の地域活動やボランティア活動などの活発化を図ります。



取組	内容
①一緒に福祉を考え	社会福祉協議会で支援している地域福祉協議会障害部会では、
	「障害の有無にかかわらず誰もが住み慣れた場所で安心して暮
	らしていける地域」の実現に向け、障害のある人に対し直接的な
	支援活動を行うのではなく、新しい仕組みを一緒に考え、様々な
	取組の活性化につながる提案を行っています。また、障害理解の
る機会の提供	ための講演会をはじめ、地域と当事者の交流活動なども行ってい
	ます。
	今後も、地域福祉協議会障害部会における取組に対し、支援し
	ていきます。
	社会福祉協議会では、障害のある子どもが自由に過ごせる時
	間・場所・機会の提供、交流の場づくり、家族のレスパイト(*)支
	援を目的に、特別支援学校及び特別支援学級に通う子どもを対象
	としたサロン活動を行っています。実施にあたっては、同じ地域
	に暮らす人にボランティアとして参加いただいています。
②サロン活動を通し	地域の人が主体的に活動を進めていただくことは、障害のある
た福祉意識の醸成	子どもに対する支援が「特別な人がする特別なこと」ではなく、
	誰にとっても身近な活動であるという意識の形成につながって
	います。
	福祉の意識づくりの観点から今後も地域の人の参加を得なが
	ら、障害のある子どもの居場所づくりに取り組むとともに、子ど
	もの参加状況に配慮しながら、継続して取り組みます。
	市内で活動する障害者団体の活動支援を継続して行っていき
	ます。また、近年障害者団体への加入者が減少していることから、
③障害者団体等への 支援	様々な機会を通して、市内の団体に関する情報の提供と啓発に取
	り組みます。さらに、ピアサポーター(*)、当事者団体、家族会に
	ついて、地域活動支援センター(*)と連携し継続的に支援を行うと
	ともに、那賀圏域障害児・者自立支援協議会 <sup>(*)</sup> (地域移行を考え
	る会)においてピアサポーター <sup>(*)</sup> 養成を行います。



取組	内容
	民生委員・児童委員をはじめ、地域福祉協議会やボランティア、
④地域福祉の担い手	NPO <sup>(*)</sup> など、地域で活躍する福祉の担い手に対し、研修会の開
に対する支援	催や情報提供、活動場所の提供など、福祉活動の活発化に向けた
	支援に取り組みます。
	障害の有無に関わらず住民同士が出会い、ふれあうことができ
⑤公民館活動による 交流の促進	る機会となるよう、様々なイベントや講座等の開催を通して公民
	館活動を推進します。
	また、住民ニーズ等に対応した講座・教室の内容や開催時間等
	を検討し、公民館活動のさらなる充実を図ります。
	ふれあいまつりを通して、福祉や健康づくりについての理解と
	関心を深めるとともに、住民同士の交流の促進に努めます。また、
⑥イベントによる交	手話通訳者の配置等、障害のある人も気軽に参加できるよう工夫
流促進	に努めます。さらに、市民運動会や文化祭の開催が地域住民の交
	流の場となるよう、障害のある人も気軽に参加できる合理的配慮
	に努めます。
	地区公民館運営事業を通し、公民館が生涯学習を推進するため
⑦地域の活動拠点の	の拠点として機能するよう、整備を図ります。
が 単備 整備	また、地区集会所整備補助事業を通し、地域住民の活動拠点と
金加	なる地区集会所の整備補助を行い、市民の自主的な地域活動への
	参加を促します。
	市民の地域活動の促進やボランティアに対する理解と関心が
	深まるよう、社会福祉協議会が開催する講座や研修等の参加促進
⑧地域活動やボラン	に努めます。
ティア活動の促進	また、住んでいる地域や福祉に興味・関心を持ってもらえるよ
	う、市広報紙等を活用して、ボランティア活動や地域の福祉活動
	を紹介するなど、情報提供に努めます。



取組	内容
⑨手話奉仕員養成講 座等の開催	市民の手話に対する関心を高め、身近な地域の中に手話のでき
	る人を増やしていくため、引き続き、手話奉仕員の養成講座を開
	催するとともに、文化教室で開講している手話教室を継続して実
	施していきます。
	また、市民の手話に対する関心を高めるため、市広報紙に手話
	を掲載するとともに、市内小学生対象の手話教室を開催するな
	ど、手話に対する気運を高めていきます。
	認知症の人やその家族を支援する理解者を養成するための認
	知症サポーター養成講座については、小学校等の教育現場も含め
	あらゆる世代に講座を開催します。
⑩認知症サポーター	また、認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバンメ
等の養成と活動支	イトの交流会や、認知症サポーター養成講座修了者のフォロー
援の充実	アップ研修を実施し、サポーターの活動支援の充実を図ります。
	認知症サポーターフォローアップ研修修了者からなる認知症
	サポーターの会の活動の場として認知症カフェなどでのボラン
	ティア活動やチームオレンジの活動体制の構築を行います。



# 2. 自立した生活の支援

#### (1) 相談支援体制・意思決定支援の充実

障害のある人及び障害のある子どもが、個々の障害に応じて、安心して日常生活を送るためには、障害福祉サービスの提供体制を確保するとともに、各種ニーズに対応する相談支援体制・意思決定支援の充実が必要です。

当事者アンケートで、「障害のある人が地域で生活していくために必要なこと」を尋ねたところ、18歳未満・18~39歳・40~64歳は「経済的な援助の充実」、65歳以上は「相談支援体制の充実」が最も多くなっています(P45参照)。「福祉に関する情報を十分に入手できているか」を尋ねたところ、18歳未満は「入手できている」が半数を超えていますが、18~39歳・40~64歳・65歳以上は「入手できていない」が6割程度となっています(P19参照)。また、「福祉サービスや制度などに関する情報を、どこから知ることが多いか」を尋ねたところ、65歳以上は「特にない」が前回と比べて増加しています(P18参照)。さらに、「何か困った時に相談するのは誰か」を尋ねたところ、65歳以上は「特にいない」が前回と比べて増加しています(P20参照)。

現在、市窓口をはじめ、障害児・者相談支援事業、地域活動支援センター事業、ひきこもりサポート事業等、相談窓口の充実に努めています。また、市広報紙や「障害者(児)福祉のしおり」、市ウェブサイトを通して、障害のある人への情報提供に努めるとともに、障害のある人に配慮した伝達手段の多様化を進めています。

しかし、相談支援体制の充実を求める声は多く、65歳以上で相談相手がいない人が増加 しているため、障害のある人が抱える不安や悩みの解消に向け、相談支援事業所等と連携 し、相談体制の充実に取り組むとともに、必要な情報が行き届くよう、きめ細かな情報の 提供に努めます。



取組	内容
①相談支援事業の充 実	市窓口における相談をはじめ、障害児・者相談支援事業、地域
	活動支援センター事業、ひきこもりサポート事業を継続し、障害
	のある人が安心して地域生活を送れるように支援を行っていき
	ます。また、多様化する相談内容に適切に対応していくため、保
	健・医療・福祉・教育などの関係機関との連携体制を強化しつつ、
	様々な機会や場を活用しながら情報を共有するなど、質の向上に
	努めます。
	地域における身近な相談として、身体障害者相談員、知的障害
②地域における身近 な相談の充実	者相談員を委嘱し相談に応じるとともに、民生委員・児童委員に
	よる活動を支援していきます。また、関係機関との連携を促進し
	ます。
	相談支援事業所と連携を図り、引き続き、障害のある人一人ひ
③計画相談の普及	とりに応じたサービス利用計画となるよう取り組みます。
④情報提供の充実	引き続き、市広報紙や「障害者(児)福祉のしおり」、市ウェ
	ブサイトを通して、障害のある人の生活に必要な様々な情報の提
	供に努めます。また、声の広報のCD送付・市ウェブサイトへの
	掲載やSNSによる動画配信、防災無線放送内容のメール配信な
	ど、障害のある人に配慮した伝達手段の多様化を進めます。
	さらに、誰もが利用しやすい市ウェブサイトとなるよう、ウェ
	ブアクセシビリティ(*)化を継続して進めていきます。



# (2) 生活支援サービスの充実

障害のある人が住み慣れた地域で安心して、個々の能力や特性を活かしながらいきいきと生活するためには、その生活を支える各種サービスの提供と確保が必要となります。

当事者アンケートで、「障害福祉サービス等の利用意向」を尋ねたところ、18 歳未満は「放課後等デイサービス<sup>(\*)</sup>」「障害児相談支援<sup>(\*)</sup>、計画相談支援<sup>(\*)</sup>」「児童発達支援<sup>(\*)</sup>」、18~39歳は「計画相談支援<sup>(\*)</sup>」「障害者相談支援事業<sup>(\*)</sup>」「移動支援<sup>(\*)</sup>」、40~64歳は「障害者相談支援事業<sup>(\*)</sup>」「補装具費支給<sup>(\*)</sup>」「日常生活用具の給付<sup>(\*)</sup>」、65歳以上は「日常生活用具の給付<sup>(\*)</sup>」「補装具費支給<sup>(\*)</sup>」「移動支援<sup>(\*)</sup>」「居宅介護」に対する意向が高く、年齢や障害に応じて様々なサービスが求められています(P21~25参照)。

現在、利用者ニーズの増加に対して、サービス提供事業者と連携を図りながら、サービスの確保に努めています。引き続き、事業所等と連携・協力しながら一定のサービス量を確保しつつ、様々な問題や課題に対応していくための体制をさらに強化し、障害のある人及びその家族の生活を支えていきます。

取組	内容
①障害福祉サービス 等の充実	引き続き、「障害者総合支援法」に基づき、障害者自立支援給付事業、地域生活支援事業を計画相談に基づき支給決定を行い、 障害のある人が自立した生活が営めるよう、支援していきます。 また、各サービスの確保については、利用者の動向を把握しつ つ、国の制度改正等の動向を踏まえながら、必要なサービス量を 市障害福祉計画に定め、計画的な整備・確保に努めます。
②補装具費支給事業 の充実	更生相談所 <sup>(*)</sup> の判定や医師の意見書に基づき、障害のある人及 び障害のある子どもの個々の身体にあった補装具を継続して支 給していきます。



取組	内容
③ふれあい収集事業	家庭から排出されるごみを集積所まで持ち出すことが困難な
	障害のある人や高齢者で、一定の要件を満たす人を対象に、戸別
の実施	で家庭ごみを回収する「ふれあい収集事業」を行います。
<ul><li>④コミュニケーショ</li></ul>	意思疎通支援事業、遠隔手話通訳サービス(*)、ヒアリングルー
シ手段の充実	$\mathcal{T}^{(*)}$ の設置、耳マーク $^{(*)}$ の設置等を通して、あらゆる場面でス
プサ权の元夫	ムーズなコミュニケーション手段が確保されるよう努めます。
	障害のある人及び障害のある子どもの社会参加の促進に向け、
	障害福祉サービスにおける行動援護 <sup>(*)</sup> 、同行援護 <sup>(*)</sup> や地域生活
(5)移動支援 <sup>(*)</sup> の充実	支援事業における移動支援事業により、障害のある人の外出支援
②	に努めます。また、社会参加による行動範囲の拡大を図り、障害
	者福祉の増進を図るため、福祉タクシー券による利用料金の一部
	助成やあいあいカードの交付を、引き続き行います。
	障害のある人及び障害のある子どもの日常生活における経済
◎ 欠 次 的 色 扣 の 赵 斌	的な負担の軽減を図るため、特別障害者手当や障害児福祉手当、
⑥経済的負担の軽減	特別児童扶養手当、心身障害児等在宅扶養手当を支給していきま
	す。
⑦地域移行促進の取 組	那賀圏域障害児・者自立支援協議会 <sup>(*)</sup> (地域移行を考える会)
	において、長期入院患者の退院意欲の喚起や精神科病院への働き
	かけなどを行います。また、地域の支援体制整備に取り組みます。



## (3)権利擁護の推進

平成24年10月に障害のある人に対する虐待の禁止、国等の責務等を明記した「障害者虐待防止法」が施行されました。また、平成28年5月から「成年後見制度利用促進法」が施行され、障害のある人の権利擁護に向けた取組が進んでいます。

本市では、虐待の早期発見・早期対応が可能となる体制を整え、また地域の関係機関と協力を図りながら支援体制を強化するため、市地域福祉課内に障害者虐待防止センター窓口を設置し、障害のある人の虐待、権利の侵害の防止とともに養護者の支援に努めています。また、那賀圏域で障害者差別解消支援地域協議会を設置し、年1回、那賀圏域障害児・者自立支援協議会(\*)全体会の中で、事例発表会や研修会を開催しています。

当事者アンケートで、「障害者虐待防止センターの認知状況」を尋ねたところ、「知っている」と答えた人は、18 歳未満は 14.0%、18~39 歳は 15.6%、65 歳以上は 14.3%となっています。 $40\sim64$  歳の人は 7.6%と他の年代と比べて低くなっており、さらなる周知・啓発が必要です。また、「成年後見制度の認知状況」を尋ねたところ、「名前も内容も知らない」と答えた人は、18 歳未満は 38.4%、 $18\sim39$  歳は 43.8%、 $40\sim64$  歳は 36.1%、65 歳以上は 33.0%となっています(P26 参照)。

障害者虐待防止センターの認知度は低く、成年後見制度も知らない人が一定数いるため、 事業所と連携し、引き続き権利擁護の取組を進めていきます。また、虐待の早期発見・早期対応に取り組むとともに、障害の有無に関わらず、虐待に対する正しい理解を促進することができるよう、市民への周知・啓発を行います。



取組	内容
	相談支援事業において権利擁護支援を行い、虐待への対応を含
	め、成年後見制度の利用援助、日常生活自立支援事業の活用など
	を行います。また、成年後見制度の利用については制度の説明、
	家庭裁判所への同行、申し立て書類作成支援等を行います(成年
	後見制度利用支援事業(*))。さらに、申し立てを行える親族がい
	ない場合には、市長申し立てを進めます。
	■成年後見制度
①権利擁護の推進	サービスの利用などにあたって、契約締結など法律行為が困難
	な場合に成年後見制度を円滑に利用できるように支援を行うと
	ともに、制度の普及・啓発を行います。
	■日常生活自立支援事業
	認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でな
	い人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約
	に基づき、福祉サービスの利用援助や生活に必要な金銭の管理等
	を行います。
  ②虐待に対する理解	障害者虐待防止法や児童虐待防止法、高齢者虐待防止法などの
の普及・啓発	趣旨を踏まえ、虐待に対する正しい理解を促進することができる
	よう、市民への周知・啓発を行います。
	障害者虐待防止法に基づいて市地域福祉課内に設置した障害
   ③障害者虐待防止セ	者虐待防止センターの周知・啓発に取り組むとともに、引き続き、
ンターの充実強化	障害者虐待防止センターにおいて、障害者虐待に関する通報、相
	談を受け付け、虐待の恐れのある障害のある人及び養護者に対す
	る支援を行います。
④障害者差別解消支	那賀圏域で障害者差別解消支援地域協議会を設置し、那賀圏域
援地域協議会の活	障害児・者自立支援協議会(*)全体会の中で、事例発表会や研修会
用	を開催します。
⑤虐待防止に向けた	すべての事業所において虐待防止マニュアルが作成されるよ
障害者福祉施設の	う、働きかけていくとともに、作成後は施設職員に対する周知徹
体制強化	底や実効性の強化に向け、事業所と検討を重ねていきます。



# (4) 介助者支援の充実

障害のある人の高齢化に伴い、当事者アンケートで、65歳以上の障害のある人の家族介助者は健康状態が良くない人が3割、「介護者が病弱・障害がある」も2割となっています (P27~28参照)。

事業所アンケートで、利用者の高齢化に関することで、課題に感じることがある事業所は7割弱で、具体的には、「親の高齢化による問題」が84.4%で最も多く、次いで「親亡きあとの生活支援や暮らしの場について」が65.6%、「心身機能の低下による支援の増加」が62.5%となっています(P49参照)。その課題解決に向けた取組としては、「行政や他事業所との連携、より多くの情報を得ること」「早い段階で親離れして社会資源を活用する」「介護支援専門員との連携」「支援員の増員や環境整備」などという意見があります。

本市では、岩出保健所・岩出障害児者相談・支援センターにより岩出市精神障害者家族会を開催し、家族への支援を行っています。また、紀の川生活支援センターと連携して発達障害者親の会を定期的に開催しています。

障害のある人の高齢化に伴い、「親亡きあと」を見据え、障害のある人の生活を地域全体で支えるため、相談や緊急時の受入・対応等、支援の充実に努めます。

取組	内容
①家族会等への支援	岩出市精神障害者家族会や発達障害者親の会の周知・啓発を進
	め、障害のある人を支える家族の参加促進を図ります。
②自立生活援助事業	自立生活援助事業の周知・啓発・利用促進を図り、高齢化する
の推進	家族介助者の不安軽減を図ります。



# 3. 保健・医療

## (1) 保健事業の推進

障害のある人の健康の保持・増進を図るため、福祉サービスと連携した保健サービスの 提供体制の充実が求められています。

本市では、妊婦健診・妊婦歯科健診、乳幼児健診・健康相談を実施し、障害の早期発見、心身の健康保持・増進に向けて取り組んでいます。また、何らかの支援が必要となった場合は適切な機関につなぐなどの取組を進めています。成人保健では、健康相談や訪問指導、健康講座、各種がん検診、元気アップ教室を実施し、市民の健康増進に取り組んでいます。また、那賀圏域障害児・者自立支援協議会(\*)(精神障害専門部会)等の関係機関と連携しながら、市民の心の健康づくりを推進しています。

今後も、各種保健事業を通して、市民の健康増進に寄与していきます。

取組	内容
	妊婦の健康保持や乳幼児の発達の遅れなどの早期発見・早期対
①障害の早期発見・	応に向け、妊婦健診及び乳幼児健診の充実と受診率の向上に努め
早期対応の推進及	るとともに、実施後のフォロー教室との連携を図ります。また、
び療育体制の充実	育児に対する不安やストレスの軽減・解消に努めるとともに、虐
	待予防を含めた育児支援に取り組みます。
	疾病の早期発見・治療を主眼としたがん検診等の各種検診の充
②成人における保健	実と受診率の向上に努めます。また、検診後のフォロー体制の強
の充実及び相談指	化と各種健康相談、健康教育及び訪問指導の充実を図るととも
導体制の充実	に、各教室等の啓発に取り組み、事業の周知徹底を図っていきま
	す。
③リハビリテーショ	ケアマネジャーや障害相談支援専門員、保健師などが相談を受
ン <sup>(*)</sup> 体制の充実	け、必要な医療機関や施設等と連携を図り、機能回復等の支援を
アードラの元美	行います。



取組	内容
	精神的不調に対するセルフチェック、援助希求行動促進のため
	の啓発を行い、メンタルヘルス問題全般の早期発見・早期対応に
	取り組みます。
	また、発達障害(*)や精神疾患など、精神障害のある人が地域で
④心の悩み、不安解	安心して生活できるよう、保健所、医療機関、民生委員・児童委
消に向けた取組	員等と連携し、相談活動や自立支援に努めるとともに、岩出障害
	児者相談・支援センター等の関係機関と連携・情報共有を図りな
	がら、個人や家族に関わる体制づくりに努めます。
	さらに、那賀圏域において、圏域の課題について協議を進めま
	す。
	市民の心の健康づくりを推進するため、成人向けの相談窓口の
<b>②性地伊姆</b> ② 太字	周知・啓発を進めるとともに、引き続き、関係機関と連携を図り
⑤精神保健の充実	ながら、健康講座、精神保健相談、訪問指導の充実を図り、精神
	保健に対する正しい知識の普及と相談体制の確立に努めます。
⑥思春期のメンタル	那賀圏域障害児・者自立支援協議会(*) (精神障害専門部会) に
ヘルス不調の早期	おいて、教育機関との連携について協議し、思春期のメンタルへ
発見・早期対応	ルス不調の早期発見・早期対応のための取組を進めます。



## (2) 医療サービスの充実

高齢化の進行に伴い、がんや心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病を有する人が増えてきています。本市においても、身体障害者手帳(\*)を有する人のうち 28.5%(令和元年度)の人が内部障害で、身体障害のある人の中でも内部障害のある人が増加しています。

当事者アンケートで、「現在受けている医療的ケア」を尋ねたところ、「受けていない」が 18 歳未満は 79.1%、  $18\sim39$  歳は 70.3%となっていますが、 $40\sim64$  歳は 49.8%、 65 歳以上は 44.8%となっています。「透析」は年齢が高くなるにつれて多くなっています(P29 参照)。

「医療を受けるにあたって困ること」を尋ねたところ、「特に困っていない」と答える人が最も多くなっています。また、「障害が理由で治療を受けにくい診療科がある」は年齢が低くなるにつれて多くなっています(P30参照)。

本市には、公立那賀病院をはじめ、和歌山つくし医療・福祉センターや紀の川病院など、一定医療機関は充実しているものの、今後さらに医療的ケアを必要とする障害のある人が増えることが想定されることからも、地域の診療所も含め、医療体制を強化していく必要があります。

今後も、和歌山県や紀の川市と連携を図りながら、医療機関の体制の充実を図るとともに、障害のある人の生活支援に向け、医療・福祉・教育等に関係する様々な機関が連携・協力できる体制の整備に努めます。

取組	内容
①医療・診療体制の 充実	和歌山県主催の地域医療構想の会議や那賀地域災害時医療対
	策協議会、病院群輪番制会議等へ出席するなど、今後も和歌山県
	や紀の川市との連携を密にし、地域の医療機関と連携・協力のも
	と医療体制の強化を図っていきます。また、障害のある人の自立
	を促進するため、地域の医療機関と障害福祉サービスの提供事業
	者などが連携し、情報の共有等を行いながら支える体制の整備に
	努めます。



取組	内容
	岩出保健所、岩出障害児者相談・支援センター、市役所等にお
	いて地域住民や家族からの相談を受けて医療機関、関係機関の紹
	介を行うなどの支援を行っています。
②精神障害のある人	また、和歌山県のウェブサイトにて休日、夜間に受け入れを行
の医療の充実	う医療機関が掲載されており、精神科救急情報センターでも緊急
	に精神科への受診が必要な場合の受診先を案内しています。
	今後も医療機関、関係機関との連携を図り、早期に適切な精神
	医療を受診できるよう、支援の充実を図ります。
③難病(*)患者の保健	那賀圏域難病対策地域福祉協議会において、医療機関や各専門
医療の充実	機関と連携を図りながら難病(*)患者の支援を行っていきます。
	障害のある人及び障害のある子どもの医療にかかる負担を軽
④医療費助成の実施	減するため、重度心身障害児者医療費助成制度やひとり親家庭等
	医療費助成制度、自立支援医療により助成を行います。



# 4. 教育・療育、生涯学習

# (1)教育・療育の充実

本市では、平成30年3月に「岩出市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子ども家庭地域がともに夢をもてるまちいわで」を基本理念に、様々な人々とのふれあいやつながりの中で、心豊かな子どもを育てていくとともに、子育てを通して、家庭・地域がともに成長し、夢をもてるまちづくりを進めています。障害のある子どもたちが障害を理由に人権を侵害されたり活躍の機会が阻害されたりすることのないよう、障害に対する理解の促進に努めるとともに、様々な事業を通して障害のある子どもとその家庭への支援の充実に努めています。

当事者アンケートで、「就園・就学、学校生活で望むこと」を尋ねたところ、就学前児童は「能力や障害の状態に応じた指導をしてほしい」「障害特性の理解と支援を促進してほしい」、小学生は「障害特性の理解と支援を促進してほしい」、中学生・高校生は「能力や障害の状態に応じた指導をしてほしい」がそれぞれ最も多くなっています(P31参照)。

放課後・長期休暇(夏休み)における「現在の過ごし方」は、放課後・長期休暇ともに、「放課後等デイサービス<sup>(\*)</sup>に行く」「家にいる(家族と過ごす)」が多く、「希望する過ごし方」においても「放課後等デイサービス<sup>(\*)</sup>に行きたい」「家にいる(家族と過ごしたい)」が多くなっています。前回と比べて、放課後の「現在の過ごし方」は「放課後等デイサービス<sup>(\*)</sup>に行く」が増加しています。放課後の「希望する過ごし方」は「クラブ活動をしたい」が減少し、「放課後等デイサービス<sup>(\*)</sup>に行きたい」が増加しています。前回と比べて、長期休暇の「現在の過ごし方」は「放課後等デイサービス<sup>(\*)</sup>に行く」が増加しています。長期休暇の「希望する過ごし方」は「放課後等デイサービス<sup>(\*)</sup>に行きたい」が増加し、「習い事や塾に行きたい」が減少しています(P32~33参照)。



本市では、療育に関する相談や教室、乳幼児健診等の保健事業を通して、障害の早期発見に努めるとともに、支援が必要な場合は、その障害の状況に応じて適切な機関につなぐよう、関係機関と連携を図りながら取り組んでいます。また、教育を受けるにあたっては障害のある子どもが合理的配慮を含む必要な支援が受けられるよう、環境の整備に取り組むとともに、研修や関係機関との連携により教員の専門性を高める取組も行っています。

今後も障害のある子どもの特性に応じた必要な支援が受けられる体制の構築に向け、教育・保育・福祉・医療などの関係機関が連携のもと取り組むとともに、放課後等デイサービス<sup>(\*)</sup>をはじめとする各種サービスの確保に努めます。また、障害の有無に関わらずともに学べる環境を整備するとともに、障害のある子どもに対しては合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、個々の能力や特性に応じた教育が受けられるよう、取り組みます。

取組	内容
①子育て家庭等への 訪問指導の推進	近年、要支援妊婦やハイリスク妊婦、特定妊婦が増加傾向にあ
	ります。支援が必要な家庭が増加しているため、妊娠期から出産
	後・育児期まで継続した支援が必要な状況にあります。
	妊娠期から、妊婦訪問や電話相談を行い、切れ目のない支援を
	行います。また、妊婦訪問、赤ちゃん訪問実施率 100%を目指し
	て取り組むとともに、未訪問者に対しての対応を徹底していきま
	す。



取組	内容
	乳幼児健診や発達相談などを通して、療育支援が必要と思われ
	る子どもが発達に応じた支援が受けられるよう、親子教室などの
	フォロー教室や児童発達支援事業、医療機関を紹介するなどの支
②発達障害(*)のある	援を行います。フォロー教室の未参加者に対して電話での参加勧
子どもへの支援の	奨を行っていきます。
充実	就学児童については、学校など関係機関と連携しながら、発達
	相談等適切な支援につなぎます。その他、医療機関受診時の支援
	や、関係機関での発達相談や圏域内での調整など各関係機関と連
	携を図っていきます。
	子どもの育ち、療育に関して、子育て教室や親子教室、運動発
	達相談、聞こえの相談、発達相談などを実施しています。
	発達相談の際は通園事業所、各保育所(園)の保育士や、小学
	校、中学校の担任の先生などに同席いただき、支援のあり方や情
	報の共有を図るなど、連携を図っています。また、気になるケー
③療育の充実	スが生じた際は、各関係機関と個別ケース会議を開催するなど、
	障害のある子ども一人ひとりに応じた療育が提供できるよう、取
	り組んでいます。
	今後も、障害のある子どもの一貫した発達支援を図るため、こ
	れまでの取組を継続するとともに、あらゆる機会を通して、関係
	機関と連携を図っていきます。
	精神障害や知的障害・発達障害(*)などの障害を抱えながら子
④障害のある親への	育てをしている人に対して、電話相談や訪問、フォロー教室の紹
支援体制の確立	介を通して、育児のサポートを行います。また、関係機関とも連
	携を図りながら、社会資源の紹介や利用を勧めていきます。



取組	内容
	現在、公立保育所4か所、私立保育所2か所で障害のある子ど
	もの受け入れを実施しています。
	障害のある子どもが身近な地域で一人ひとりの障害の状況に
⑤障害のある子ども	応じた適切な保育を受けられるよう、公立保育所を中心に今後も
の保育の充実	受け入れ体制の強化に努めるとともに、研修会への参加や独自研
	修の実施により保育士の質の向上にも努めます。また、各保育所
	と障害のある子どもの支援に関わる関係機関が交流・意見交換等
	を行える場の構築に取り組みます。
○ しょ 1ヶ 台 ごフ 世 柱	教育を受けるにあたっては障害のある子どもが合理的配慮を
⑥ともに学べる環境	含む必要な支援が受けられるよう、引き続き、障害の有無に関わ
の整備・充実	らず、ともに学び合える環境の整備・充実に取り組みます。
	各校の特別支援教育コーディネーター(*)を中心に教育相談や
	校内支援委員会を実施することで、特別支援についての理解促進
	に努めます。また、市内特別支援学級担当者が研修を実施し、情
	報交換を行います。
	教育支援委員会においては、医師や心理士等の専門家、本人や
	保護者の意見等を総合的に勘案して、慎重に審議し、障害のある
⑦教育相談·教育支	子どもがその特性を踏まえた教育を受けられるよう個別に就学先
援の充実	の判定を行います。
	個別の教育支援計画「つなぎ愛シート」をもとに、保護者との
	意思疎通が十分に図れるような教育相談体制の確立を進めます。
	また、障害のある子どもが必要な教育・療育が受けられるよう、
	保健・福祉・教育などの関係機関における連携体制を強化しなが
	ら支援するとともに、スクールカウンセラー(*)やスクールソー
	シャルワーカー(*)等による教育相談体制の充実に努めます。



取組	内容
	市教職員研修において特別支援教育の理解や専門性を高める
	取組を実施し、学校において学習につまずきのある児童・生徒の
	早期発見や早期対応に活かします。特別支援学級入級者だけでな
⑧教育環境の整備、	く、LD等通級指導教室入級者に対しても個別の指導計画を作成
教職員の専門性の	し、細やかな指導にあたります。
向上	また、特別支援学校(紀伊コスモス支援学校、盲・ろう学校)
	のセンター機能を活用し、支援学校教員による市内小中学校への
	発達相談や指導助言により、教職員の専門性の向上・充実に努め
	ます。
○ 哟 类 类 本 T → S 类 b	特別支援学校、相談支援事業所、岩出紀の川障害者就業・生活
<ul><li>⑨職業教育及び進路</li><li>指導の充実</li></ul>	支援センター(*)フロンティア、企業やサービス提供事業所と連
	携を図りながら進路指導の充実を図っていきます。
	今後も必要な療育が受けられるよう、障害のある子どもの心身
⑩放課後等デイサー ビス事業の充実	の状態等や通所支援の利用に関する意向調査等を行い、児童福祉
	法に基づき支給の決定を行っていきます。
	また、那賀圏域障害児・者自立支援協議会 <sup>(*)</sup> の放課後等デイ
	サービス事業所連絡会において、情報共有や事例検討等を行い、
	サービスの質の向上に取り組みます。



## (2) 生涯学習の充実

当事者アンケートで、スポーツ活動の「1年間における実施状況」を尋ねたところ、18歳未満は4割程度、18~39歳は3割程度、40~64歳・65歳以上は2割程度となっており、18歳未満・18~39歳が多くなっています。「今後のスポーツ活動の意向」を尋ねたところ、65歳以上は「行いたくない」が前回と比べて減少しています(P34参照)。また、芸術・文化活動の「1年間における実施状況」を尋ねたところ、18歳未満は12.8%、18~39歳は17.2%、40~64歳は8.0%、65歳以上は11.8%となっています。「今後の芸術・文化活動の意向」を尋ねたところ、18歳未満・18~39歳で3割程度と若い世代において行いたいとの意向が高くなっています(P35参照)。さらに、「地域で行われる行事や余暇活動に参加するにあたって困ること」を尋ねたところ、どの年代も「どのような活動が行われているか知らない」が前回と比べて増加しています(P36参照)。

本市では、和歌山県の福祉のまちづくり条例に基づく、福祉のまちづくり施設の認定を受けた岩出市民プールや船山地区公民館等、障害のある人等にも配慮した施設整備を進めてきました。また、那賀圏域障害児・者自立支援協議会<sup>(\*)</sup> (精神障害専門部会)が運動会を開催するなど、各種スポーツの充実・促進を図っています。さらに、図書館、公民館、民俗資料館等の社会教育施設において、各種講座や教室に関する情報提供・講座内容の充実を図るとともに、手話通訳者等の配置により、参加を促進する体制を整備しています。

地域活動、スポーツ活動、文化・芸術活動等、多様な活動に障害のある人が積極的に参加できるよう、障害のある人への情報提供、参加しやすい環境の整備に取り組みます。



取組	内容		
①社会教育施設等の 整備・充実	各社会体育施設や地区公民館の整備・改修に合わせ、誰もが安心して利用できるよう、バリアフリー(*)化等の施設整備に努めます。		
②各種スポーツ活動の充実・促進	那賀圏域障害児・者自立支援協議会(*)(精神障害専門部会)による運動会の開催や、障害者スポーツ大会の補助を行います。また、障害者スポーツの拡充に向けて、施設等のバリアフリー(*)化やボランティアの育成など、気軽に参加できる環境の整備を図るとともに、障害のある人が気軽に参加できるスポーツ教室の開催に向け、スポーツ推進委員や関係団体等と連携を図りながら取り組みます。		
③文化・芸術活動の 充実・促進	障害のある人が多様な文化・芸術活動に参加できるよう、活動の成果を発表できる場の充実を様々な機会を通して図ります。また、今後も事業の実施にあたり、合理的配慮の提供を図るなど情報支援に努めます。		
<ul><li>④交流・レクリエー ションの場の充実</li></ul>	市主催の文化祭をはじめ、各種イベントへの障害者団体、障害 福祉事業所等の出店を支援し、地域交流の促進と障害のある人の ふれあいの場の拡充に努めます。また、那賀圏域障害児・者自立 支援協議会 <sup>(*)</sup> において「障害者週間 広がれネットワーク」を開 催するなど、障害のある人の集い・交流等を支援します。		
⑤地域活動支援セン ター <sup>(*)</sup> の充実	創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等、 地域活動支援センター <sup>(*)</sup> の充実に努め、障害のある人等の地域生 活支援の促進を図ります。		



# 5. 雇用・就労

# (1)一般就労に向けた支援

就労は地域で自立した生活につながるだけでなく、社会参加にもつながります。

当事者アンケートで、「就労状況」を尋ねたところ、知的・発達障害(\*)の18~39歳が「就労継続支援B型(\*)」が最も多いのを除き、3障害ともにどの年代も「働いていない(働いていたが辞めた)」が最も多くなっています。一般就労として、「正社員(他の職員と勤務条件等に違いはない)」は身体障害の18~39歳・40~64歳でそれぞれ18.2%と29.9%となっていますが、その他の障害ではどの年代も10%未満となっています。「パート、アルバイト、臨時雇用」は、知的・発達障害(\*)の65歳以上を除き、3障害ともに1~2割程度となっています(P37~38参照)。また、「必要な就労支援の内容」を尋ねたところ、18~39歳・40~64歳は「職場の障害者理解」、65歳以上は「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が最も多くなっています。前回と比べて、18~39歳は「在宅勤務の拡充」が増加しています。40~64歳は「短時間勤務や勤務日数等の配慮」「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」が増加しています(P39参照)。

本市では、岩出障害児者相談・支援センターや岩出紀の川障害者就業・生活支援センター (\*)フロンティア、那賀圏域障害児・者自立支援協議会(\*)(就労支援部会)などと連携し、障害のある人の就労・雇用に関する相談、支援を行っています。また、岩出市商工会や岩出紀の川障害者就業・生活支援センター(\*)フロンティアなどと連携し、障害のある人の雇用の促進に向け、企業等に対する周知・啓発に取り組んでいます。

今後も継続して企業等に対して周知・啓発に取り組むとともに、就労相談や職場定着に 向けた支援の充実を関係機関と連携を図りながら、取り組みます。



取組	内容
① 人 坐 然 ) ~ 41. 4 7 7 7 7	企業における事業主や従業員等の障害に対する理解を深める
	ため、関係機関と連絡・調整、情報交換等を図りながら引き続き
①企業等に対する啓 発の充実	企業に対する啓発に取り組み、障害のある人に対する差別の禁止
光の光美	及び障害のある人が職場で働きやすい環境となるよう、取り組み
	ます。
	岩出紀の川障害者就業・生活支援センター(*)フロンティアやハ
	ローワーク等の関係機関と連携・協力を図り、就労に向けた訓練
②障害のある人の就	事業や求人・求職情報の提供に努めます。また、那賀圏域障害児・
	者自立支援協議会(*)(就労支援部会)において、企業と障害福祉
労の促進	サービス事業所の面談会を開催します。さらに、企業へ障害者雇
	用に対する理解や受け入れの促進などの働きかけを行い、障害の
	ある人の雇用・就労の場の拡大に努めます。
③就労に関する相談 体制の充実	岩出市障害児者相談・支援センター、岩出紀の川障害者就業・
	生活支援センター(*)フロンティアと連携し、就労に関する相談体
	制の充実に努めます。



取組	内容		
<ul> <li>④就労の促進、職場</li> <li>定着に向けた支援</li> <li>の充実(ジョブコーチ(*)などの就労支援の推進)</li> </ul>	岩出紀の川障害者就業・生活支援センター(*)フロンティア及び和歌山県職業センターのジョブコーチ(*)が連携し、那賀圏域内の就職に関する支援や雇用後の職場定着支援、事業主に対しての支援を行っています。 職場の定着に向け、企業等に障害に対する啓発を行っていますが、理解が十分でなく、定着につながらないケースがあります。また、ジョブコーチ(*)の利用者も年々増加し、支援内容や相談内容が多様化している状況にあります。 今後も、就労の促進、職場定着に向け、企業等に対する理解の向上に努めるとともに、岩出障害児者相談・支援センター、岩出紀の川障害者就業・生活支援センター(*)フロンティア、那賀圏域障害児・者自立支援協議会(*)(就労支援部会)等の関係機関と連携しながら、障害のある人の就労・雇用に関する相談、支援を行っていきます。		
⑤トライアル雇用の 促進	事業者に対して障害のある人を一定期間試行雇用し、相互の理解と常用雇用へのきっかけづくりを行うトライアル雇用の実施を働きかけます。 また、障害のある人の雇用に係る制度の活用について、事業主に周知を図っていきます。		



## (2)福祉的就労の推進

障害のある人の一般就労を進めつつも、障害の内容や程度に合わせて働ける福祉的就労の場を確保していくことも重要です。

当事者アンケートで、福祉的就労(就労移行支援<sup>(\*)</sup>、就労継続支援A型<sup>(\*)</sup>・B型<sup>(\*)</sup>)で働いている人は、3 障害とも 65 歳以上は 0.0%です。身体障害の  $18\sim39$  歳は 9.1%、 $40\sim64$  歳は 3.5%、知的・発達障害<sup>(\*)</sup>の  $18\sim39$  歳は 45.6%、 $40\sim64$  歳は 35.5%、精神障害の  $18\sim39$  歳は 25.8%、 $40\sim64$  歳は 20.5%となっています (P38 参照)。

本市では、就労移行支援<sup>(\*)</sup>や就労継続支援A型<sup>(\*)</sup>・B型<sup>(\*)</sup>、就労定着支援<sup>(\*)</sup>の確保に向け、サービス提供事業者や関係機関と連携・協力のもと進めてきました。

特別支援学校の卒業の動向や現在の利用者の状況を把握しながら、必要なサービス量の確保に努めるとともに、「岩出市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する方針」に基づき、障害者就労施設に優先的に発注するなど、仕事の確保につながるよう、取り組みます。

取組	内容		
	特別支援学校卒業予定者検討会議を開催し、障害のある人一人		
①障害に応じた福祉	ひとりが障害の状態や状況に応じた就労の場(日中活動の場)を		
的就労の充実	確保できるように、サービス提供事業者と連携し、支援していき		
	ます。		
②就労系サービスの	就労移行支援 <sup>(*)</sup> や就労継続支援A型 <sup>(*)</sup> ・B型 <sup>(*)</sup> 、就労定着支		
	援(*)の確保及び充実に取り組み、障害のある人に必要な知識や能		
確保・充実	力、訓練等につながるよう、支援していきます。		
	障害者優先調達推進法の施行に伴い、本市では「岩出市障害者		
③優先発注の推進	就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する方針」を定め、		
	障害者就労施設等からの物品等の調達を推進し、障害者就労施設		
	等における仕事の確保につながるよう、取り組んでいます。		
	今後も継続して実施していきます。		



# 6. 安心・安全

### (1) 生活環境の整備

当事者アンケートで、「外出時困ること」を尋ねたところ、18歳未満・40~64歳・65歳以上は「特にない」、18~39歳は「公共交通機関が少ない(ない)」「困ったときにどうすればいいのか心配」が最も多くなっています。また、「周囲の目が気になる」は年齢が低くなるにつれて多くなっています。「道路や駅に階段や段差が多い」は年齢が高くなるにつれて多くなっています(P41参照)。

本市では、市内の公共施設が誰にとっても利用しやすいものとなるよう、段差解消やスロープの設置、多目的トイレの整備など、施設のバリアフリー(\*)化を進めていますが、すべての施設が完了しているわけではありません。障害の有無に関わらず、子どもから高齢者まで誰もが暮らしやすいまちづくりを進める必要があります。

今後も、障害のある人の社会参加を阻害するバリアの解消に向け、順次公共施設のバリアフリー(\*)化を進めるとともに、案内表示・情報提供にあたっても障害の特性に応じて必要な情報が得られるよう、情報アクセシビリティ(\*)の向上も進めていきます。

取組	内容		
①福祉のまちづくり 気運の醸成	障害のある人などが公共施設等を円滑に利用できるよう、和歌		
	山県福祉のまちづくり条例に基づき、市民・事業者等に対して、		
	福祉のまちづくりに関する理解の高揚に努めます。		
	様々な機会を通して、交通マナーに対する意識の高揚を図って		
	いきます。		
②公共交通機関の充	岩出市巡回バスについて、利用者のニーズ等の把握を行い、利		
	便性の向上に向けた検討を重ねるとともに、利用促進のため、市		
実	主催の高齢者向けの講座等において、PR活動を行います。		



取組	内容		
	市庁舎の分かりやすい案内表示を工夫するとともに、長寿命化		
③公共施設・道路の	計画の策定や、福祉避難所として公民館・総合保健福祉センター		
整備・充実	の空調設備等の改修など計画的に行い、誰もが利用しやすい公共		
	施設や道路整備の充実に努めます。		
<ul><li>④利用しやすい学校</li></ul>	障害特性に応じて合理的配慮に努めるとともに、バリアフリー		
施設の推進	(*)化も含めた長寿命化計画を作成し、障害の有無に関わらず、誰		
旭故の推進	もが使用しやすい学校施設となるよう努めます。		
	市内公共施設の利用や、市広報紙等の発行物や市ウェブサイト		
	などの情報の入手にあたり、視覚障害や聴覚障害、知的障害など、		
	情報の入手にあたって支援を必要とする人が、その障害特性に応		
	じて情報を入手できるよう、情報アクセシビリティ(*)の向上に		
	努めます。		
⑤情報アクセシビリ	また、障害者差別解消法でうたわれている合理的配慮につい		
<ul><li></li></ul>	て、引き続き、手話通訳者や要約筆記者の配置、遠隔手話通訳サー		
/ イベの川工	ビス $^{(*)}$ 、ヒアリングループ $^{(*)}$ の設置、耳マーク $^{(*)}$ の設置等を通		
	して、あらゆる場面でスムーズなコミュニケーション手段が確保		
	されるよう努めます。		
	岩出市電子図書館「いわで $\mathrm{e-L}$ i $\mathrm{brary}^{(*)}$ 」において、		
	電子書籍を購入し提供していくことで、視覚障害のある人等の読		
	書環境の整備を進めます。		
	投票所においては点字や拡大鏡を用意するとともに、市内放送		
	やメール配信、新聞折り込み、市ウェブサイトなどを活用し、障		
(⑥選挙等における配	害特性に応じた情報の提供に努めます。		
	また、移動に困難を抱える障害者に配慮した投票所のバリアフ		
慮	リー(*)化や車いす対応の記載台の配置、代理投票の適切な実施		
	など、投票所での投票が困難な障害者の投票機会の確保に努めま		
	す。		



## (2)住まいの確保

住まいは日常生活を送る上で必要な最低条件であり、安心して暮らせる住まいの確保が 必要となります。

当事者アンケートで「今後どのように暮らしたいか」を尋ねたところ、障害種別、年齢に関わらず「家族と一緒に生活したい」が最も多くなっています(知的・発達障害 $^{(*)}$ の 65歳以上は「福祉施設(入所施設)などで暮らしたい」も同数)。その他、18歳未満は障害種別に関わらず「わからない」が2番目に多くなっています。身体障害は、18~39歳は「一人暮らしをしたい」「わからない」が、40~64歳は「一人暮らしをしたい」が、65歳以上は「福祉施設(入所施設)などで暮らしたい」「わからない」が2番目に多くなっています。知的・発達障害 $^{(*)}$ は 18~39歳は「一人暮らしをしたい」「グループホームで暮らしたい」が、40~64歳は「グループホームで暮らしたい」が2番目に多くなっています。精神障害は「一人暮らしをしたい」が2番目に多くなっています。精神障害は「一人暮らしをしたい」が2番目に多くなっています(65歳以上は「福祉施設(入所施設)などで暮らしたい」も同数)(P43~44参照)。

市内におけるグループホームは徐々には増えていますが、障害のある人本人や家族の高齢化、また障害のある人の自立や地域移行を進めるためにも、継続してサービスの確保に努める必要があります。

今後も障害のある人が安心して暮らせる住まいの確保に努めます。

取組	内容	
①グループホームの 整備	障害のある人の自立・生活支援に向けたグループホームの要望	
	が多いことから、引き続き、利用者の状況やニーズ等を見極めな	
	がら、安心して暮らせる住まいの確保に努めていきます。	



取組	内容			
	障害のある人の重度化・高齢化や「親亡きあと」を見据え、那賀			
	圏域で地域生活支援拠点の面的な整備を進めるとともに、那賀圏			
②地域生活支援拠点	域障害児・者自立支援協議会 <sup>(*)</sup> において運用状況の検証・検討を			
等の整備	行い、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制			
	の構築を進めます。			
③精神障害のある人	精神障害のある人が地域で暮らす場(住まい)の充実に向けて、			
が地域で暮らす場	那賀圏域において、住まいに関わる課題等の実態把握を行い、支			
(住まい) の充実	援方法を検討していきます。			
	住宅改修費給付事業において、段差解消や手すりの設置などに			
	対して住宅改修の補助を行うとともに、日常生活用具給付事業に			
(A) おおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおお	おいて、障害のある人等の日常生活がより円滑に行われるための			
④住宅改修等の支援 	用具の給付を行います。			
	また、市営住宅についても、適宜必要な住宅改修に対応し、地			
	域で安心・快適に暮らすことができるよう、取り組みます。			



## (3) 防犯・防災対策

近年、地震や台風、豪雨など、大規模な災害が全国各地で発生しています。また、障害のある人を狙った詐欺等も発生しており、市内の安全・安心に向けた取組を進める必要があります。

当事者アンケートで、「岩出市災害時要援護者<sup>(\*)</sup>支援制度の認知状況」を尋ねたところ、「知っている」人は 18 歳未満は 5.8%、18~39 歳は 17.2%、40~64 歳は 14.9%、65 歳以上は 19.0%となっています。18 歳未満は低くなっています (P42 参照)。

事業所アンケートで、「市の障害福祉サービス充実に向けて必要なこと」を尋ねたところ、「緊急時・災害時に障害者を支援する体制の整備」が 60.4%で最も多くなっています (P 50 参照)。また、「緊急時・災害時対策について、どのようなことが課題・問題となると思うか」を尋ねたところ、「地域の協力体制の不足」が 54.2%で最も多く、次いで「職員教育、学ぶ機会の不足」が 45.8%、「ハード面整備等に関する資金がない」が 35.4%となっています (P48 参照)。

本市では、災害対策として自主防災組織の結成をはじめ、避難行動要支援者<sup>(\*)</sup>支援制度 の推進、防災マニュアル (ハザードマップ) の全戸配布など、防災対策を進めています。 防犯対策としては、市広報紙において、警察発信の記事を掲載するとともに、犯罪発生時、 警察からの依頼を受け、防災行政無線及び安心安全メールによる注意喚起を行い、防犯情報の発信に努めました。

障害の有無に関わらず市民の安全と安心を守るため、防災体制・防犯体制・消費者対策などに取り組むとともに、「地域の安全は自分たちで守る」という気運を高め、自助・共助・公助のそれぞれの役割のもとに支え合える体制づくりに取り組みます。



取組	内容
①地域防災活動の推	自主防災組織が市内全域に組織されるよう、自治会等の役員会
	での説明会の実施や地域防災訓練への市職員の派遣などを通し、
進	各自治会等における結成促進を図るとともに、地域防災訓練への
E LE	参加促進や、自主防災組織の資機材購入・活動促進の補助制度を
	継続し活動の活性化に努めます。
	災害発生時に自力で避難することが困難な人に事前に同意を
	いただき、消防、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等
②避難行動要支援者	の避難支援等関係者に名簿で情報提供を行う避難行動要支援者
(*)支援制度の推進	(*)支援制度の周知及び登録を進めます。平常時から名簿情報の提
	供を行うことで、地域による日常的な声かけや見守り等につな
	げ、災害時の避難体制の強化に努めます。
	広報や各種講座、地域防災訓練等を通して、防災マニュアルの
③防災マニュアル等	普及・啓発を図ります。また、避難所についても備蓄物資の整備
	など、避難所機能の強化・拡充に努めます。さらに、災害発生時
の普及・啓発、避	に、高齢者や障害のある人等の一般避難所や在宅での生活が困難
難所機能の強化	な方を支援するため、市内にある福祉施設等と協定し、福祉避難
	所の指定を行うとともに、受入先の拡充を図ります。
	那賀圏域障害児・者自立支援協議会(*)(防災部会)を中心に、
(4) (大学) と陸中	すべての事業所において防災マニュアル・事業継続計画が作成さ
<ul><li>④防災に適した障害者福祉施設の体制強化</li></ul>	れるよう、今後も働きかけていくとともに、作成後は施設職員に
	対する周知徹底や実効性の強化に向け、事業所と検討を重ねてい
	きます。また、平成 22 年度から実施している地域住民や当事者、
	事業所を対象とした防災講演会を引き続き、継続していきます。



取組	内容		
	急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることを目		
	的に緊急通報装置の貸与を行います。		
⑤緊急時の通報手段	また、緊急通報システムNET119 サービスの登録時には個別		
の確保	に事前訓練を実施し、緊急時にスムーズに通報できるよう、周知		
	していきます。		
	市広報紙において、注意喚起を促す記事を掲載していくととも		
⑥防犯知識の普及・	に、警察と連携し、防災行政無線及び安心安全メールによる注意		
啓発、支援体制の	喚起を行い、防犯情報の発信に努めます。また、警察や民生委員・		
構築	児童委員、事業所等との連携体制を強化し、犯罪被害の防止と犯		
	罪被害の早期発見に努めます。		



# (4)人材の確保・育成

事業所アンケートで、「事業を運営する上で、どのような課題があるか」を尋ねたところ、「スタッフの確保」と「スタッフの人材育成」が、ともに 70.8%で最も多く、次いで「責任者など中堅人材の確保・育成」が 43.8%で続いています (P46 参照)。

本市では、那賀圏域障害児・者自立支援協議会<sup>(\*)</sup>(人材育成部会)等で研修・講演会を 実施し、事業者の育成に努めています。また、地域包括支援センター、居宅介護支援事業 所との連携を図り、介護と福祉の連携を進めています。

引き続き、障害福祉人材の確保・育成に向けた支援を進めていきます。

取組	内容		
①障害福祉人材の育 成	那賀圏域障害児・者自立支援協議会(*)(人材育成部会)等で研修・講演会を実施し、事業者の育成を行います。 また、基幹相談支援センターにおいて、指定特定相談支援事業のスーパーバイズ(*)やその他事業者との連携を進めます。 さらに、那賀圏域障害児・者自立支援協議会(*)の各部会内でケース検討会を開催し、効果的な支援プラン等の共有を図ります。		
②介護と福祉の連携 の促進	那賀圏域障害児・者自立支援協議会 <sup>(*)</sup> の各専門部会を活用して、地域包括支援センター・居宅介護支援事業所との連携を図るための取組を実施し、介護と福祉の連携を促進します。		



# 第5章 計画の推進

# 1. 関係機関・団体との連携

障害のある人が相談支援や各種サービス等の必要な支援につながらず、地域の中で潜 在化しているケースも考えられます。

そのようなケースについては市単独での取組では把握が難しいため、障害者団体や地域住民、ボランティア、民生委員・児童委員などの地域で活躍する福祉の担い手の協力・連携が必要です。

そのため、障害者団体をはじめ、地域住民、民生委員・児童委員、自治会などの地域 組織、教育関係機関、社会福祉協議会やサービス提供事業者など、障害者施策に関わる 多様な機関と連携し、障害のある人が地域で安心して暮らせるまちづくりに取り組みま す。

# 2. 計画の進行管理、点検・評価

本計画は、本市における障害者施策に関する指針となるもので、その内容は保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境など、多岐にわたっています。そのため、庁内の関係各課と連携し、計画の推進にあたっては相互に連絡を取り問題意識を共有し、必要な施策に取り組むよう努めます。

岩出市障害者計画等策定委員会及び那賀圏域障害児・者自立支援協議会<sup>(\*)</sup>において、本計画の点検・評価を行い、より効果的な取組の方法等を検討し、取組を改善していくことで、計画の適切な進行管理を進めます。



# 資料

# 1. 岩出市障害者計画等策定委員会条例

(設置)

第1条 障害者施策の総合的かつ計画的な推進のため、障害者基本法(昭和45年法律第84号) 第11条第3項に基づく「障害者計画」及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律(平成17年法律第123号)第88条に基づく「障害福祉計画」を策定するた め、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、岩出市障害 者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。
  - (1) 障害者計画の策定に関すること。
  - (2) 障害福祉計画の策定に関すること。
  - (3) その他計画に必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 各種団体又は事業者を代表する者
  - (3) 関係行政機関の職員
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。



(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生活福祉部地域福祉課において処理する。

(平 31 条例 18·一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に 諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に廃止前の岩出市障害者計画等策定委員会設置要綱(平成28年岩出市告示第132号)の規定により設置された岩出市障害者計画等策定委員会(以下「従前の委員会」という。)の委員の職にある者は、この条例の規定により設置された委員会の委員とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に従前の委員会の委員長又は副委員長の職にある者は、この条例の 規定により設置された委員会の委員長又は副会長として選任されたものとみなす。 (最初に行われる委員会招集の特例)
- 4 委員の任期満了後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成14年岩出町条例第6号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成31年3月31日条例第18号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。



# 2. 岩出市障害者計画等策定委員会委員名簿

部門	所属	氏名	
障害者団体	岩出市身体障害者連盟	上田 榮子	
	岩出市障害児者父母の会	佐谷 浩子	
	岩出市社会福祉協議会	湯浅 敦之	
	岩出市民生委員児童委員協議会	山本 茂※	
福祉関係者	那賀圏域障害児・者自立支援協議会	赤部 友一※	
(田仙) (水石)	那賀圏域障害児・者自立支援協議会(精神障害専門部		
	会)	◎森口 智史	
	児童発達支援センター	沖殿 佳子	
那賀医師会	かわぐちクリニック	川口 富司	
学識経験者	和歌山県相談支援体制整備事業アドバイザー	〇柴田 竜夫	
小中学校校長会	岩出小学校	谷川 美香※	
	理事・総務部長	大平 泰弘	
行政職員	事業部長	田村 善英	
	教育長・教育部長	湯川 佳彦	
	生活福祉部長	松尾 宏至※	
保健関係者	市保健師	塩中 和歌子	

任期:平成31年3月28日(※は令和2年4月1日)~令和3年3月31日まで

◎:委員長、○:副委員長



# 3. 計画策定の経過

期日等	内容
令和2年7月2日	1 開会
第1回 岩出市障害者計画等策定	2 委員紹介
委員会	3 議事
	(1)第3期岩出市障害者計画等について
	(2)障害者施策等の動向について
	(3)アンケート調査について
	(4)今後のスケジュールについて
	4 その他
	5 閉会
令和2年7月20日から令和2年8	身体障害者手帳(*)、療育手帳(*)、精神障害者保
月 17 日	健福祉手帳(*)を所持している人及び障害福祉サー
当事者アンケートの実施	ビス等の利用者を対象に、日常生活を送る上で困っ
	ていることや問題・課題、ニーズ等を把握するため、
	アンケート調査を実施しました。
令和2年7月20日から令和2年8	障害福祉サービス事業所に対して、障害福祉サー
月 24 日	ビスの今後の供給量や、福祉人材の確保について把
事業所アンケートの実施	握するため、アンケート調査を実施しました。
令和2年9月24日	1 開会
第2回 岩出市障害者計画等策定	2 議事
委員会	(1)アンケート調査(単純集計)の報告について
	(2)サービス等利用実績の報告について
	(3)第2期岩出市障害者計画進捗状況の報告に
	ついて
	3 その他
	4 閉会
令和2年11月5日	1 開会       2 議事
第3回 岩出市障害者計画等策定	2 - <del>職事</del>   (1)アンケート調査分析結果の報告について
委員会	(2)計画理念、骨子案の提示、検討について
	3 その他
	4 閉会



期日等	内容
令和3年1月7日	1 開会
第4回 岩出市障害者計画等策定	2 議事
委員会	(1)計画素案の提示、検討について
	(2)サービス量等の見込み(案)について
	(3)パブリックコメントについて
	3 その他
	4 閉会
令和3年1月8日から令和3年2	令和3年1月8日から令和3年2月7日に、「第
月7日	3期岩出市障害者計画(案)」「第6期岩出市障害福
パブリックコメントの実施	祉計画・第2期岩出市障害児福祉計画(案)」につ
	いて、パブリックコメントを実施。
	意見数:0件
令和3年2月18日	1 開会
第5回 岩出市障害者計画等策定	2 議事
委員会	(1) パブリックコメントの結果について
	(2)計画最終案について
	3 その他
	4 閉会



# 4. 用語解説

# あ行

#### ■アクセシビリティ

アクセシビリティとは、情報やサービス、ソフトウェア等が、どの程度広汎な人に利用可能であるかをあらわす言葉で、ウェブアクセシビリティとは、主に高齢者や障害者など身体に障害や不自由のあるウェブ利用者に配慮したホームページなどのウェブサービスを提供し、アクセスした誰もが容易に情報を共有できる状態にあることをいいます。

# ■移動支援

障害児・者の外出時の円滑な移動を支援し、自立生活や社会参加を促します。(精神障害、知的障害、全身性障害の人)

# ■岩出市電子図書館「いわでe-Library」

インターネットに接続したパソコンやスマートフォン、タブレット等を使って、図書館 に行かなくても電子書籍の貸出・返却・予約等ができるインターネット上の図書館です。

#### NPO

「Non-Profit Organization」の略で、営利を目的とせずに市民活動や公共的な活動を行う民間組織をいいます。

## ■遠隔手話通訳サービス

手話通訳者の同行が困難な場合の対応として、タブレットによる遠隔手話通訳を行うサービスです。

# か行

#### ■共生社会

誰もが、社会の対等な構成員として、相互に人格と個性を尊重し支え合う社会のことです。共生社会の実現には、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している様々な要因を取り除き、ノーマライゼーションの理念の実現を図る必要があります。

## ■共同生活援助 (グループホーム)

夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。



## ■居宅介護 (ホームヘルプ)

自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

## ■計画相談支援

障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。また、利用が適切であるかを随時モニタリングしていきます。

### ■更生相談所

身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に基づいて、都道府県が設置する障害者の更生援護に関する専門的相談・判定機関。身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所が更生相談所にあたります。

# ■行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

### ■声の広報

視覚障害のある方などを対象に、「広報いわで」を朗読した音声データの提供を行います。

# さ行

## ■災害時要援護者/避難行動要支援者

高齢者や障害のある人など自力で避難することが困難な方。

なお、平成25年6月の災害対策基本法の改正により「災害時要援護者」は「避難行動要支援者」に名称変更されました。本市においても、令和3年4月から「避難行動要支援者支援制度」に名称変更されました。

### ■児童発達支援

療育の観点から集団、個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童を対象に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。



#### ■自立訓練 (機能訓練)

身体障害のある人または難病を患っている人などに対して、障害者支援施設、障害福祉 サービス事業所または障害のある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要な リハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。

# ■自立訓練(生活訓練)

知的障害または精神障害のある人に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある人の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。

#### ■自立生活援助

施設を利用していた障害のある人がひとり暮らしをはじめたときに、生活や健康、近所 づきあいなどに問題がないか、訪問して必要な助言などの支援を行います。

# ■就労定着支援

一般就労へ移行した障害のある人が、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応で きるように企業や自宅への訪問、来所により必要な支援を行います。

## ■住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援します。

#### ■就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### ■就労継続支援A型

企業等に就労することが困難な障害のある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機 会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。

#### ■就労継続支援B型

障害により企業などに就職することが困難な就労経験のある障害のある人に対し、生産 活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスで す。

## ■手話通訳者・要約筆記者の派遣

手話通訳や要約筆記を必要とする場合に、手話通訳者や要約筆記者などを派遣します。

# ■障害児相談支援

障害のある児童が障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)を利用する前に障害児支援利用計画を作成し(障害児支援利用援助)、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う(継続障害児支援利用援助)等の支援を行います。

#### ■障害者権利条約

障害のある人の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約で、平成 26 年 1 月に我が国は「障害者権利条約」を批准しました。障害のある人の自立、非差別、社会への参加等を一般原則として規定するほか、教育、労働等様々な分野で障害のある人の権利を保護・促進する規定を設けています。

# ■障害者週間

昭和56年の国際障害者年を記念して、12月9日を「障害者の日」と宣言し、平成5年12月3日に公布された障害者基本法に規定されました。その後、平成7年に、毎年12月3日から12月9日までの1週間を「障害者週間」とすることが定められ、平成16年の障害者基本法の改正の際、「障害者の日」の規定も「障害者週間」に改められました。国民の間に広く障害者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを趣旨としています。

#### ■障害者就業・生活支援センター

就労意欲はあるが、単独での就労が困難な障害のある人や、一般就労している障害のある人を対象に、雇用、福祉等の関係機関と連携を図り、就業、日常生活や社会生活上の支援を一体的に行う機関です。



## ■障害者相談支援事業

障害のある人やそのご家族、地域の方々の相談に応じ、必要な情報の提供や助言、福祉サービス利用のための支援を行います。また、障害のある人等に対する虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援助を行います。

# ■ジョブコーチ

就職または職場定着に際して、作業習得やコミュニケーション等の不安や課題のある障害のある人に対し、事業所へ一定期間ジョブコーチを派遣し、引き続き働きやすいように、本人や家族、事業主等に支援を行います。

# ■人権週間

国際連合は、昭和23年第3回総会で世界人権宣言が採択されたのを記念し、昭和25年第5回総会において、世界人権宣言が採択された12月10日を人権デーと定めるとともに、すべての加盟国にこれを記念する行事を実施するよう呼びかけています。我が国では、この世界人権デーを最終日とする1週間を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴え、人権尊重思想の普及高揚のため、毎年全国的に啓発活動を実施しています。

#### ■身体障害者手帳

障害の程度によって1級から6級までの区分があり、視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体不自由(上肢、下肢、体幹、脳原性運動)、内部(心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能)のそれぞれについて、一定程度以上永続する障害がある人に対して交付されます。

#### ■スーパーバイズ

「supervise:監督する」という意味であるが、福祉や心理の現場では、監督する、指導する等の意味に使われています。

# ■スクールカウンセラー

学校に配置され、児童・生徒の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家をいいます。



#### ■スクールソーシャルワーカー

学校や家庭など、子どもの置かれている環境による問題に対処するため、関係機関等と 連携して問題解決へと導くことを目的として教育現場に配置された社会福祉に関する専門 的知識を有する人をいいます。

# ■生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間の入浴、排せつ、食事の介護等を行い、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

#### ■精神障害者保健福祉手帳

精神障害者に対する各種の援助措置を受けやすくするための手帳で、障害の程度により 1級から3級までの区分があり、精神障害のため長期にわたり、日常生活等に制限を受け る人に交付されます。

# ■成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害または精神障害のある人に対し、成年後見制度の利用を支援します。

# た行

## ■短期入所(ショートステイ)

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

#### ■地域活動支援センター

創作的活動、生産活動の機会を提供し社会の交流の促進等を図り、地域生活の支援を行います。

#### ■同行援護

外出時において、視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等に同行し、移動に 必要な情報の提供や移動の援護等、外出時に必要な援助を行います。

# ■特別支援教育コーディネーター

各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う人です。



# な行

#### ■那賀圏域障害児·者自立支援協議会

障害のある人が地域で安心して暮らせる地域をつくるため、障害者福祉に係る関係機関等が情報を共有し、地域の課題の解決に向け協議を行う機関です。

#### ■難病

法律等による明確な定義はありませんが、厚生労働省が昭和 47 年に定めた「難病対策 要綱」では、「①原因不明、治療方法未確立で後遺症を残す恐れが少なくない疾病②経過 が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため家庭の負 担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」としています。なお、難病のうち、さらに 指定された疾患を特定疾患といい、原因治療についての調査・研究及び医療費の自己負担 の軽減などが行われています。

#### ■日常生活用具の給付

日常生活を営むのに支障のある重度障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。

# ■日中一時支援事業

障害児・者の家族の就労支援や障害児・者を日常的に介護している家族の一時的な休息などを提供するため、障害児・者に対して、日中における活動の場を確保します。

# は行

# ■発達障害

平成17年4月施行の発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群、その他の 広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、その他これらに類 する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されてい ます。



# 【自閉症】

主に次の3つの障害特性があります。①社会性の障害、②コミュニケーションの障害、③ 想像力の障害とそれに基づくこだわり行動。主な症状として、「言葉の意味が理解できず、共感的なコミュニケーションがとれない」「行動の様式や興味の対象が限定されて同じような行動を反復する」などがあげられます。

#### 【アスペルガー症候群】

「自閉症の3つの特徴のなかで、コミュニケーションの障害の基準を満たさず、言語発達 の遅れが認められないものである」と定義されています。

#### 【広汎性発達障害】

相手の意図を読みとったり、会話などの対人関係がとりにくい状態をいい、重症度は様々です。

## 【学習障害(LD=Learning Disabilities)】

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な障害を指すものです。

【注意欠陥多動性障害(ADHD=Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder)】 年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業に支障をきたすものです。

#### ■パブリックコメント

行政などが計画の策定や改廃を行うとき、原案を公表し、住民からの意見を求め、その 意見を考慮して決定する制度をいいます。

#### ■バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていくうえで、障壁(バリア)となるものを除去するという意味です。

もともとは、段差等の物理的障壁の除去のことでしたが、近年では、社会的、制度的、 心理的等の、障害のある人の社会参加を困難にしているすべての障壁に対して用いられま す。



#### ■ピアサポーター

ピア (peer) とは、同じような立場や境遇、経験等を共にする人たちのことです。自らも障害や疾病等の経験をもち、それらの経験を活かしながら、対人援助の現場等で働き、障害や疾病等の中にある仲間 (ピア) のために支援やサービスを提供する人を広く「ピアサポーター」という言葉で表しています。

#### ■ヒアリングループ

劇場や講堂、体育館などの床や運動場にアンテナ線をあらかじめ敷設もしくは床上に事前に敷設することで、アンテナ線に囲まれた範囲の難聴者の補聴器や人工内耳に、目的の音声だけをクリアに届けることができる設備です。周りの騒音、雑音に邪魔されず、目的の音・音声だけを正確に聞き取ることができます。磁気ループともいいます。

#### ■保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園に通う障害のある児童であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた児童を対象に集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

#### ■放課後等デイサービス

学校に就学しており、授業の終了後または休日に支援が必要と認められた児童を対象 に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行いま す。

#### ■訪問入浴サービス

全身性障害があり、他の福祉サービスでの入浴支援が困難な市内に住所を有する在宅の 身体に障害のある人を対象に、利用者の居宅を訪問し、入浴の介護を行います。

# ■補装具費支給

身体上の障害を補うための用具の購入及び修理に要する費用の支給を行います。

# ま行

# ■耳マーク

聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表す マークでもあります。



# ら行

# ■リハビリテーション

障害のある人の身体的、精神的、社会的な自立能力向上をめざす総合的なプログラムに とどまらず、障害のある人のライフサイクルのすべての段階において全人間的復権に寄与 し、障害のある人の自立と参加をめざすという考え方です。

# ■療育手帳

知的障害児・者に対する各種の援助措置を受けやすくするための手帳で、障害の程度によりA(最重度、重度)及びB(中度、軽度)の区分があります。

児童相談所または知的障害者更生相談所などで、知的障害があると判断された人に交付されます。

#### ■レスパイト

レスパイトとは「休息」「息抜き」を意味し、家族を一時的に介護から解放し、日頃の 心身の疲れを回復させることをいいます。



# 5. 障害福祉サービスの体系

	サービス種別	説明
児童系サービス	児童発達支援	療育の観点から集団、個別療育を行う必要があると認められる未 就学の児童を対象に日常生活における基本的な動作の指導、知識 技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行いま す。
	医療型児童発達 支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下で の支援が必要であると認められた未就学児童を対象に児童発達支 援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	学校に就学しており、授業の終了後または休日に支援が必要と認められた児童を対象に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園に通う障害のある児童であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた児童を対象に集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
	居宅訪問型児童 発達支援	重度の障害などで通所での支援の利用が困難な障害のある児童に 対して、居宅を訪問して発達支援を行います。
	福祉型障害児入 所施設	障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に 必要な知識や技能の付与を行う施設です。「福祉型」は福祉サー ビスのみを行います。
	医療型障害児入 所施設	障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に 必要な知識や技能の付与を行う施設です。「医療型」は福祉サー ビスに併せて治療を行います。
障害福祉サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	短期入所 (ショー トステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設 で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上 の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。



	サービス種別	説明
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間の入浴、排せつ、食事の介護等
		を行い、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
		重度の肢体不自由者または重度の知的障害もしくは精神障害で、
	重度訪問介護	常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、
		外出時における移動支援などを総合的に行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避
		するために必要な支援、外出支援を行います。
	同行援護	外出時において、視覚障害により移動に著しい困難を有する障害
		者等に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等、外出時
		に必要な援助を行います。
障	重度障害者等包	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包
害	括支援	括的に行います。
福	共同生活援助(グ	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を
祉サ	ループホーム)	行います。
Ì	自立生活援助	施設を利用していた障害のある人がひとり暮らしをはじめたとき
ビ		に、生活や健康、近所づきあいなどに問題がないか、訪問して必要
ス		な助言などの支援を行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を
		行います。
	自立訓練(機能訓練)	身体障害のある人または難病を患っている人などに対して、障害者
		支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある人の居宅にお
		いて、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生
		活等に関する相談および助言などの支援を行います。
	自立訓練(生活訓練)	知的障害または精神障害のある人に対して、障害者支援施設、障害
		福祉サービス事業所または障害のある人の居宅において、入浴、排
		せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、
		生活等に関する相談および助言などの支援を行います。



	サービス種別	説明
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知
		識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 A型	企業等に就労することが困難な障害のある人に対して、雇用契約
		に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために
		必要な訓練などを行います。
	就労継続支援 B型	障害により企業などに就職することが困難な就労経験のある障害
		のある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の
		向上のために必要な訓練などを行うサービスです。
	就労定着支援	一般就労へ移行した障害のある人が、就労に伴う環境変化による
		生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問、来所によ
-		り必要な支援を行います。
障害	補装具費支給	身体上の障害を補うための用具の購入及び修理に要する費用の支
害福		給を行います。
祉	計画相談支援	障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作
サ		成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の
ービ		作成を行います。また、利用が適切であるかを随時モニタリング
しス		していきます。
	障害児相談支援	障害のある児童が障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイ
		サービスなど)を利用する前に障害児支援利用計画を作成し(障
		害児支援利用援助)、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリ
		ングを行う(継続障害児支援利用援助)等の支援を行います。
	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人または精神科病院に入院して
		いる人など、地域における生活に移行するために重点的に支援を
		必要としている人に対して、住居の確保などの地域生活に移行す
		るための相談や必要な支援を行います。
	地域定着支援	単身等で生活する障害のある人に対し、常に連絡がとれる体制を
		確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談
		などの必要な支援を行います。



	サービス種別	説明
	障害者相談支援 事業(基幹相談支 援センター)	障害のある人やそのご家族、地域の方々の相談に応じ、必要な情
		報の提供や助言、福祉サービス利用のための支援を行います。ま
		た、障害のある人等に対する虐待の防止や早期発見のための関係
		機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援助を行います。
	住宅入居等支援 事業(居住サポー ト事業)	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がい
		ない等の理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必
		要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を
		通じて障害のある人の地域生活を支援します。
	成年後見制度利 用支援事業	障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用すること
		が有用であると認められる知的障害または精神障害のある人に対
地		し、成年後見制度の利用を支援します。
域	手話通訳者・要約	手話通訳や要約筆記を必要とする場合に、手話通訳者や要約筆記
生	筆記者の派遣	者などを派遣します。
一石	日常生活用具の	日常生活を営むのに支障のある重度障害者に対し、自立生活支援
生活支援	給付	用具等の日常生活用具を給付します。
事業	移動支援	障害児・者の外出時の円滑な移動を支援し、自立生活や社会参加
莱		を促します。(精神障害、知的障害、全身性障害の人)
	地域活動支援セ	創作的活動、生産活動の機会を提供し社会の交流の促進等を図
	ンター	り、地域生活の支援を行います。
	日中一時支援事業	障害児・者の家族の就労支援や障害児・者を日常的に介護してい
		る家族の一時的な休息などを提供するため、障害児・者に対し
		て、日中における活動の場を確保します。
	訪問入浴サービ ス事業	全身性障害があり、他の福祉サービスでの入浴支援が困難な市内
		に住所を有する在宅の身体に障害のある人を対象に、利用者の居
		宅を訪問し、入浴の介護を行います。
	声の広報	視覚障害のある方などを対象に、「広報いわで」を朗読した音声
		データの提供を行います。



# 第3期岩出市障害者計画

発行:岩出市生活福祉部地域福祉課 〒649-6292 和歌山県岩出市西野 209 番地

> 電 話:0736-62-2141 FAX:0736-63-0075

